

その他参照資料等

注 1) 「十坪住宅」運動

十坪住宅は、1930（昭和5）年に定員400人で開設され、1931（昭和6）年から入園が始まった国立療養所長島愛生園の光田初代園長の提唱によって始まった「十坪住宅運動」によって建築された入所者の住宅のことです。

この運動は、開園の年に開始され、長島愛生園では翌1932（昭和7）年5月に第1号の住宅が竣工、主に所内結婚している入所者を入居させました。

定員400名で出発した愛生園は四カ月後にそれを超過した。予想を上回る早さであった。入所を乞う患者はその後も引き続き、断りきれないで入所させるケースも増えた。こうした状態は絶対隔離論者である光田園長にとって放置できないことであったが、国からの予算の計上は容易に期待できなかった。一〇坪住宅運動はそうした背景から生まれたものである。

一〇坪住宅運動とは、建築資金を民間の寄付に求め、患者作業で建築し、建築後は国に寄付して経常費の支出を受けるというものである。...

一〇坪住宅運動は医療救済運動としては戦前の日本において稀にみる国民的な広がりを見せた。この運動によって建てられた患者住宅は一四九棟にのぼり...

一〇坪住宅寄付は、昭和十三年以降次第に減少していったが、入所者は増加する一方で、昭和十六年度に三井報恩会から二五〇床の拡張寄付を受けて、定員一、四五〇人の定員となったが、なお四～五〇〇人を超過する状態がつづき、苦慮した園は関係の県知事などにあてて病者建築費（金額明記）の助成を懇請し、「大阪寮」その他を建てた。

（『隔絶の里程 長島愛生園入園者五十年史』長島愛生園入園者自治会）

十坪住宅運動とは・・・

社会に悩む氣の毒な癩患者を、一人でも多く、一日も速やかに、療養所に入れるため、簡易な住宅を療養所に建てる運動である。

その資金は社会の同情に依り、その建築は入園者たる大工、左官等の奉仕による。而して相互の協力に依つて祖國日本より癩を潔めんとするものである。

愛国献金

十坪住宅一棟は、五百圓で出来る。六畳敷二室と臺所、便所を備へた瀟洒な建物である。そこには、六人乃至八人の病者が住めるから五百圓あれば六人乃至八人の病者が暗黒より救はれ、社会は六人乃至八人の癩者に依る傳染の危檢から免れることとなる。即ちこの運動は、單に患者の保護だけでなく、健康なる一般國民の保護である。愛国献金の名のつけられた所以である。

（「愛生パンフレット第三輯」1934（昭和9）年3月5日、長島愛生園慰安会 代表者光田健輔 『近現代日本ハンセン病問題資料集成＜戦前編＞』不二出版 収録）

注2) 外島保養院について

1 外島保養院の設置

「第三区連合府県立外島保養院」(以下、「外島保養院」)は、1909(明治42)年4月1日、近畿2府10県連合立の療養所として、大阪府内に開設されたハンセン病療養所であり、現在岡山県邑久郡邑久町にある国立療養所邑久光明園の前身にあたります。

設置場所は、大阪府西成川郡川北村(現在の大阪市西淀川区)であり、定員300名で開設されました。この地は大阪湾に面した海拔ゼロメートル地帯にあったため、敷地内の土砂が掘り返されて防波堤が築られました。また、井戸水も塩分を多量に含んでいたため、飲料水は上水道が引かれるまで毎日神崎川上流に汲み上げに行く必要があるなど、過酷な条件にありました。このことは関係者も承知しており、大正末期に外島保養院の移転が計画された際には、土地が湿潤であり衛生上不適切な点、都市部に隣接し精神上的安定が妨げられるなどが移転の理由として挙げられています。

2 移転問題

1920(大正9年)年9月、内務省保健衛生調査会はハンセン病問題を患者の隔離をさらに押しすすめることによって解決することを企図し、「根本的らい予防策要項」を策定しました。この要項では、前年に行われた患者一斉調査の結果から全国患者総数は25,000人を超えると推定し、全国で10,000人を収容するため、府県立療養所の増設及び拡張などの対策を講じる必要があるとしました。

この計画に基づき、1924(大正13)年4月、内務省から大阪府に定数を1,000床へと拡張することが指示されました。大阪府では、現地でのさらなる拡張は困難であると判断し、移転先を泉北郡北神谷・美木田村にかけての地域(現在の堺市)として選定し、1926(大正15)年1月に公表しました。

これに対し泉北郡では激しい反対運動が巻き起こり、町村長会は移転に反対することを決議し、当局者への陳情を行いました。また、2月5日には約2万人による外島移転反対郡民大会が開催され、療養所受け入れ反対を決議しました。反対の理由とされたのは、ハンセン病療養所建設予定地が海水浴場や陸軍演習地、天皇陵などに隣接していることなどから郡内のさらなる発展が望めないというものです。一方で、この反対運動には地元選出の府議会議員や衆議院議員が関与しており、おりしも開会中であった第52回帝国議会衆議院本会議でも取り上げられました。外島保養院移転反対郡民大会における警官の過剰な取り締まりを、言論の自由を侵すものであるとして当局の姿勢を弾劾する緊急質問も行われました。大阪府は、療養所の移転拡張はすでに内務省とも調整の上決定済みであることを強調して反対運動の沈静化をはかったものの、3月24日には衆議院で移転撤回を求める建議案が可決されるといった動向もあり、移転地の確定は先延ばしとなりました。

しかし、1928（昭和3）年1月、再び反対運動が盛り上がりを見せ、8月に府知事に対してこれまでの経緯と建設の反対を陳情した結果、府知事は要請を受け入れ泉北郡への移転を断念しました。

その結果、現地での拡張へと方針が転換されることになりました。

3 外島事件

1926（大正15）年12月に外島保養院の院長となった村田正太院長は、患者の自治を擁護し推進しましたが、こうした療養所のあり方に患者の自主性を持ち込む方法は「職員の怠慢」であるとして、長島愛生園光田健輔園長らによって批判されていました。

患者自治会は1928（昭和3）年に自治会規約を改正し、「相愛互助」を中核的な理念にすえ、会としての財政基盤の拡充に努め、作業に従事できない入所者に対しても互助金を交付するという先進的な取り組みを行い、入所者間の経済的格差改善につとめました。一方で、入所者の一部に、マルクス主義の影響を受けて療養所の改革をさらに推しすすめようとする勢力が現れ、職員の一部を巻き込みながら自治会執行部との対立を深めていきました。1933（昭和8）年に職員の一部がプロレタリア運動に荷担しているとして検挙されると、入所者間の対立が激化し、自治会はこれらの運動に関わっているとみなされた一部の入所者の追放を要求し、村田院長も所内の秩序の維持という観点から府警と調整した上で自治会の要求を受け入れ、20名の患者を追放しました。

患者追放に関する内容が、新聞報道されるなどし、村田院長は院長としての監督責任を問われ進退問題に発展しました。大阪府は、会計上の疑義があることを口実に関係者からの事情聴取などを行いました。このような事態の收拾のため村田院長は辞職を決意しました。患者自治を擁護しての辞意は入所者に衝撃を持って受けとめられ、慰留のためのハンガーストライキが行われましたが、1933（昭和8）年10月に村田院長は外島保養院を辞職しました。

4 室戸台風による外島保養院の崩壊

1934（昭和9）年9月21日、近畿地方に室戸台風が上陸し未曾有の被害をもたらしました。外島保養院は臨海地域に存在したこと、避難することが困難な重症者も多く入所していたことから、防波堤を越えて押し寄せた高波により大きな被害を被りました。被災時には入所者・職員の立場を越えた懸命な救援活動にもかかわらず、入所者・職員・職員家族計187名が死亡もしくは行方不明となりました。これは、当時の入所者597名の約3割にあたり、大阪市西淀川区の死者行方不明者243名の約7割に相当します。また、現地拡張中であつた新病棟を含め、既設の建物は完全にその機能を失いました。外島保養院の惨状は直ちに国に報告され、各地の療養所や社会事業家からの救援活動が後を絶ちませんでした。

入所者はテント生活を余儀なくされましたが、療養所が復旧するめどはたたず、9月下旬より各地の療養所へ患者を委託するという窮余の策が講じられました。

この患者の委託はごく短期間を予定していましたが、外島保養院の現地復興に反対もあり復興地選びは難航しました。患者自治会は国立栗生楽泉園に連絡本部を設けて、原田久作院長や各地の療養所と連携し大阪府での復興を関係者へ請願しましたが、1935(昭和10)年8月、岡山県邑久郡長島への移転が決定されました。こうして1938(昭和13)年4月、新しい療養所は府県立療養所光明園として再建され、委託先の療養所から入所者を迎えました。その後、1941(昭和16)年7月厚生省に移管され、国立療養所邑久光明園として新たに出発することになりました。

5 記念碑の設置

現在、外島保養院が設置されていた場所は臨海工業地帯の一部となっています。その一角に、1996(平成8)年4月の「らい予防法」廃止を記念して、邑久光明園自治会により1997(平成9)11月記念碑が建立されました。以降、関係者により室戸台風襲来の9月21日前後に、犠牲者追悼のための参拝が行われています。

外島保養院記念碑碑文

明治四十二年四月 法律第十一号ニ基ツキコノ地ニ第三区府県立「外島保養院」設立サレレ即チ 大阪府主管ノモト京都 兵庫 奈良 和歌山 滋賀 三重 岐阜 福井 石川 富山 鳥取の二府十県連合ニヨル 公立ハンセン病療養所トシテ開設サレタノデアル昭和九年九月二十一日室戸台風ノ襲来ニヨリ施設八壊滅流失 患者百七十三名職員三名職員家族十一名ガ死亡スル大惨事トナリ生存患者四百十六名八全国六施設二分散委託 昭和十三年四月岡山県長島ノ西端ニ名称ヲ光明園ト改メ復興昭和十六年国立移管 邑久光明園ト改称現在ニ至ル

平成八年四月「らい予防法」廃止サレレ 強制収容絶対隔離ヲ根幹トシタ日本ノハンセン病対策ノ終焉ヲ記念シ外島保養院ノ日々ニ思イヲハセ茲ニ記念碑ヲ建立スルモノデアル
平成九年十一月 邑久光明園入園者自治会

【参考文献】

国立療養所邑久光明園『創立八十周年記念誌』同、1989年

同『創立九十周年記念誌』同、1999年

邑久光明園入園者自治会編『風と海のなか』日本文教出版、1989年

外島保養院『統計年表』(大正3～大正15年、昭和8・9年)、国立国会図書館蔵

外島保養院『風水害記念誌』同、1935年

小葉田淳ほか編『堺市史』続編第1巻、堺市、1971年

注3) 重監房

...「特別病室」という名の患者刑務所は、同年（注、一九三八年、昭和一三年）12月24日竣工している。場所は、当園正門の西側丘陵上部をえぐるように切り開き、路上からではあまり目立たない位置にそれは建てられた。建坪三二・七五坪（約一〇八㎡）、周囲は監禁所（注、監房）のものよりもやや高い約四mの鉄筋コンクリート塀をめぐらし、そればかりか内部も同じ高さの鉄筋コンクリート柵によって幾里にも仕切られていた。また八房にわたる獄舎は各房（便所を含めて約四畳半）とも、くぐり戸式の出入口は厚さ約一五cmの鉄扉で固められ、明り窓といえれば縦一三cm、横七五cmしかない半暗室で、殊に冬期降雪時には昼夜の判別さえつかないほどだった。さらに食餌の差し入れ口はわざと足もとに設けられ、しかもやっと汁椀が通る程度という嚴重さ。このように「特別病室」は、一般監獄でもその例をみないまでにおぞましい造作がなされていたのである。

...（中略）... 総工費二四一三円...（中略）... 建設資金は、ただ予防協会を通じての三井報恩会の寄付金でまかなわれたと聞くのみである。...

（『風雪の紋 栗生楽泉園患者50年史』栗生楽泉園患者自治会編）

特別病室は大きな錠前のかかった厚さ五寸の扉の嚴重なくぐり戸で四重に守られ、室内は湿気にぬれて黒かびが生じていた。外部はコンクリート、内部は総板張り、寒冷地なのに保温設備はなく、雪が積る季節には夜昼の判断がつかなかった。

食事は握り飯一つ程度、梅干一つで夜具は薄い敷布団一枚、掛布団一枚で冬期には零下一六、七度まで下り、獄死者の多くは冬に集中したが、そのほとんどは全身凍傷に侵されていた。

男監房、女監房の区別もなく、女囚は婦人としての待遇を受けられなかった。また、冬は敷布団が湿気のためにこちこちになり、床板に凍りついて引きはがすことができず、掛布団の襟には患者の呼吸が凍って氷柱がさがった。

...（中略）... 重監房は楽泉園の門衛所の裏手、熊笹を踏み分け、松林の奥深く入ったところに、人目を避けて建てられていた。高さ一丈二尺（注、約三・六m）、コンクリート塀に囲まれ、電気の配線はあっても見せかけだけで電球はなく、治療室が付設されながら、遂に使われたことはなかった。

（『全患協運動史 ハンセン氏病患者のたたかひの記録』
全国ハンセン氏病患者協議会編）

注 4) 長島事件

1935(昭和7)年の国立療養所長島愛生園の収容定員は890人に対し、同年10月末の実入所者数は1,163人で、273人の定員超過となっていた。同園では、開園当時から入所者が患者の看護などをする患者作業を行っており、その対価である作業賃金を入所者の食料費・被服費・営繕費などから捻出していた。

しかし、国は患者作業の予算計上を認めておらず、定員超過や作業賃金の支払いにより、入所者の生活は窮乏していた。

このような状況の中で、

- 1) 園は作業賃金の支出を最小限に抑える必要から、1936(昭和11)年8月10日、職員による作業現場の総点検を実施し、一部不正事実を摘発した。この園の厳重監査に対し、作業事務を処理している入所者の作業事務所が8月12日以降の作業拒否を決定した。また、作業場の正副主任も8月13日から看護部・動物飼育部を除く全作業拒否を決定した。
- 2) 監査の翌々日の8月12日に、園からの逃走を計画していた4人の入所者が検束され、監禁室に収容された。
- 3) 8月13日、入所者総代が礼拝堂に舎長会を招集し、入所者の窮乏を打開するための自治制確立を提案した。この舎長会を園の職員が礼拝堂の天井裏で盗聴していたのを、入所者が発見し拘束した。
- 4) 光田園長が礼拝堂に来て職員の引渡しを求めたが、入所者の怒りが収まらず、園の態度を非難・物を投げつけたりした結果、職員の引渡しを条件に収容者の釈放を認めた。
- 5) この園内の険悪化のため園は牛窓署に出動を要請し、8月14日署長以下27名の署員が到着し、警戒に当たった。
- 6) 入所者は、この園の措置に対して大会を開き、

自治制の確立

光田園長他3名の職員の辞任要求

などを決議し、嘆願書として入所者1,160人の血判を交えた書名を添えて内務省に郵送した。

8月16日、内務省理事官、岡山県警察部長、特高課長、警務課長らが来園し実態調査後、理事官と入所者代表とが折衝したが解決しなかった。

この頃、西大寺署・岡山東署や裳掛消防団員も応援にかけつけ厳戒態勢に入った。岡山県警の特高課長がこの事態を打開するため斡旋と仲介に入り、

園長の辞任要求は入所者が自ら撤回する。

患者自治を認める。

という仲裁案を提案した。

8月28日、内務省理事官、光田園長らと入所者による最終会談が開催され、園

長から自治制を認められた結果、患者作業の全面拒否を解除し、事件は終結した。

(『隔絶の里程 長島愛生園入園者五十年史』を参考にまとめました)

< 資料 >

1 . 大阪府知事謝罪文 (2 0 0 1 平成 1 3 年 6 月 2 8 日)

大阪府知事の太田でございます。

浪花会の皆様をはじめ、入所されている皆様にお詫びとごあいさつを申し上げます。

去る 5 月に、ハンセン病国家賠償請求訴訟について、熊本地裁で原告の皆様の訴えを認める判決がございました。

大阪府では、ハンセン病に関する事務を、国の法律に基づいて実施してまいりましたが、その結果、皆様に多大な苦痛と苦難をお掛けすることになりました。

大阪府知事として、深く反省し、皆様及び、今回の判決を待たずして亡くなられた多くの方々に、心からお詫びを申し上げます。

そして、今なお、いわれなき差別や偏見に苦しむ方々が、多くいらっしゃる現実がございます。

大阪府としましては、再びこのような事を繰り返さないためにも、今後、関係書類や資料の調査、また、過去の担当者や関係者への聞き取り調査を行い、これまでの経過を十分に踏まえたうえで、過去の誤りとハンセン病に関する正しい知識を、府民の皆さんにきちんと伝えてまいる所存でございます。

また、今後皆様が社会復帰されます際の支援策につきましては、6月15日に補償措置法が成立したところであり、国の動きも出てくるものと存じますが、大阪府といたしましても、皆様のご要望もお聞きしながら、検討を進めてまいります。

皆様のお心を思います時、私は、差別や偏見のない、全ての人が平等で住みやすい社会づくりに努めることが、何よりも重要であり今後の私たちの責務であると、改めて肝に銘じている次第でございます。

最後になりましたが、皆様の今後のご健勝を心からお祈り申し上げまして、私からの詫びとごあいさつとさせていただきます。

2 . ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話

(2 0 0 1 平成 1 3 年 5 月 2 5 日)

去る 5 月 1 1 日の熊本地裁所におけるハンセン病国家賠償請求訴訟について、私は、ハンセン病対策の歴史と、患者・元患者の皆さんが強いられてきた幾多の苦痛と苦難に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行なわない旨の決定をいたしました。

今回の判断に当たって、私は、内閣総理大臣として、また現代に生きる一人の人間として、長い歴史の中で患者・元患者の皆さんが経験してきた様々な苦しみにどのように応えていくことができるのか、名誉回復をどのようにして実現できるのか、真剣に考えてまいりました。

我が国においてかつて採られたハンセン病患者に対する施設入所政策が、多くの患者の人権に対する大きな制限、制約となったこと、また、一般社会において極めて厳しい偏見、差別が存在してきた事実を深刻に受け止め、患者・元患者が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として深く反省し、率直にお詫びを申し上げるとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の念を捧げるものです。

今回の判決は、ハンセン病問題の重要性を改めて国民に明らかにし、その解決を促した点において高く評価できるものですが、他方で本判決には、国会議員の立法活動に関する判断や民法の解釈など、国政の基本的な在り方にかかわるいくつかの重大な法律上の問題点があり、本来であれば、政府としては、控訴の手続きを採り、これらの問題点について上級審の判断を仰ぐこととせざるを得ないところです。

しかしながら、ハンセン病訴訟は、本件以外にも東京・岡山など多数の訴訟が提起されています。また、全国には数千人に及ぶ訴訟を提起していない患者・元患者の方々もおられます。さらに、患者・元患者の方々には既に高齢になっておられます。

こういったことを総合的に考え、ハンセン病問題については、できる限り早期に、そして全面的な解決を図ることが、今最も必要なことであると判断するに至りました。

このようなことから、政府としては、本判決の法律上の問題点について政府の立場を明らかにする政府声明を発表し、本判決についての控訴は行なわず、本件原告の方々のみならず、また各地の訴訟への参加・不参加を問わず、全国の患者・元患者の方々全員を対象とした、以下のような統一的な対応を行なうことにより、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を図ることといたしました。

1. 今回の判決の認容額を基準として、訴訟への参加・不参加を問わず、全国の患者・元患者全員を対象とした新たな補償を立法措置により講じることとし、このための検討を早急に開始する。
2. 名誉回復及び福祉増進のために可能な限りの措置を講ずる。
具体的には、患者・元患者から要望のある退所者給与金（年金）の創設、ハンセン病資料館の充実、名誉回復のための啓発事業などの施策の実現について早急に検討を進める。
3. 患者・元患者の抱えている様々な問題について話し合い、問題の解決を図るための患者・元患者と厚生労働省との間の協議の場を設ける。

らい予防法が廃止されて5年が経過していますが、過去の歴史は消えるものではありません。また、患者・元患者の方々の失われた時間も取り戻すことができるものではありませんが、政府としては、ハンセン病問題の解決に向けて全力を尽くす決意で

あることを、ここで改めて表明いたします。

同時にハンセン病問題を解決していくためには、政府の取組はもとより、国民一人一人がこの問題を真剣に受け止め、過去の歴史に目を向け、将来に向けて努力をしていくことが必要です。

私は、今回の判決を契機に、ハンセン病問題に関する国民の理解が一層深まることを切に希望いたします。

内閣総理大臣 小泉純一郎

3．坂口厚生労働大臣謝罪文（2002 平成14 年3月23日）

ハンセン病患者・元患者の方々へ心より謝罪します。

ハンセン病患者・元患者に対しては、国が「らい予防法」とこれに基づく隔離政策を継続したために、皆様方に耐え難い苦難と苦痛を与えてきました。このことに対し心からお詫び申し上げます。

患者・元患者の方々の過ぎ去った人生を取り返すことがかなわない現実の中で、政府としては、患者・元患者の方々の名誉回復等を一所懸命させていただき、その他抱えている様々な問題について早期に解決できるよう努力を重ね、皆様方が生きていてよかったと少しでも思えるようにしていくことが使命であると考えております。

併せて、都道府県をはじめとする各自治体、国民各層におかれては、ハンセン病の病態及びハンセン病患者・元患者の置かれてきた立場を正しくご理解いただき、ハンセン病患者・元患者が地域の中で幸せに暮らしていくことができるようお願いする次第です。

厚生労働大臣 坂口 力

4 . 連合府県立療養所

設置区域と療養所名

区域	療養所名	現療養所名
第一区域	全生病院（東京都）	国立療養所多磨全生園
第二区域	北部保養院（青森県）	国立療養所松丘保養園
第三区域	外島保養院（大阪府）	国立療養所邑久光明園
第四区域	大島療養所（香川県）	国立療養所大島青松園
第五区域	九州療養所（熊本県）	国立療養所菊池恵楓園

省令

道府縣癩患者療養所設置區域

（明治四十年七月二十二日 内務省令第二十號）

改正（明治四十三年三月第一號 昭和二年十二月同第五〇號）

道府縣ハ左ノ區域ニ依リ其ノ区域内ニ於ケル癩患者ヲ入ラシムル爲必要ナル療養所ヲ設置スヘシ

第一區域

東京府（伊豆七島、小笠原島ヲ除ク） 神奈川縣 新潟縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣
茨城縣 栃木縣 愛知縣 静岡縣 山梨縣 長野縣

第二區域

北海道 宮城縣 岩手縣 青森縣 福島縣 山形縣 秋田縣

第三區域

京都府 大阪府 兵庫縣 奈良縣 三重縣 岐阜縣 滋賀縣 福井縣
石川縣 富山縣 鳥取縣 和歌山縣

第四區域

島根縣 岡山縣 廣島縣 山口縣 徳島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣

第五區域

長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿児島縣 沖縄縣

附 則

本令ハ明治四十年法律第十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

5 . 在宅患者消毒規定（内務省訓令第45号） （『日本らい史』山本俊一より）

- 1 . 患者の居室はなるべく別にこれを定め、他の家人等と雑居せざること
- 2 . 患者の衣類、寝具その他日用器具等は特に専用のもを備え、他と混同せざるよう注意すること
- 3 . 患者の常用衣類、敷布、寝具等は時々消毒を行ないたる後洗濯すること
- 4 . 患者の居室は常に清潔を保持すること

- 5 . 患者の居室には消毒薬を容れたるたん壺を備なうべきこと
- 6 . 病毒に汚染したる包帯、手巾等は消毒を行ない、患家の紙屑、ぼろ類は焼却すること
- 7 . 患者の外出はなるべく避けしめ、止むを得ず外出せんとするときは、清潔なる衣服を着用し、また潰瘍あるものは、その包帯を更むること
- 8 . 患者はなるべく他との交通を避けしめ、また理髪店、公衆浴場、料理店、飲食店、劇場、寄席、乗合船車等公衆の出入する場所に立ち入らざること
- 9 . 患者は牛乳搾取、飲食物、飲食器具（金属陶器類を除く）、玩具の調製またはその販売、その他病毒伝播のおそれある業に従事せざること
- 10 . 患者の居住したる家屋は、消毒を行ないたる後にあらざれば、他に使用、貸与または授与せざること
- 11 . 患者の使用したる衣類、寝具、器具は勿論、家人の常用衣類等病毒に汚染し、または汚染の疑いある物件は、消毒を行ないたる後にあらざれば、他に使用、授与、移転または遺棄せざること
- 12 . 患者の一時滞留したる場合においても、その占居したる室ならびにその使用したる衣類、寝具、器具等に対してもまた、前二号を適用すること
- 13 . 看護等のため常に患者に接近し、または病毒汚染物件を取り扱う者等は、常に手指の消毒をも注意し、また、なるべく上衣を着用し、時々これを消毒すること
- 14 . らい患者の死体は消毒を行ないたる後、なるべくこれを火葬すること
- 15 . 消毒方法は明治三十年内務省令第十三号の規定に準じ施行すること

6 . らい患者救済及び社会復帰に関する国際らい会議（ローマ会議）決議

一九五六年四月 於ローマ市

マルタ騎士教会の主催のもとに、五一カ国より、二五〇名の代表の出席を得て、一九五六年四月十六日より、十八日に至る間、ローマにおいて開催された「らい患者救済並びに、社会復帰に関する国際会議」は、らいは伝染性の低い疾病であり、且つ治療し得るものである事を考慮して、次の事を決議する。

- 一、 a) らいに感染した患者には、どのような特別規則をも設けず、結核など他の伝染病の患者と同様に取り扱われること。従ってすべての差別法は廃止さるべきこと。
- b) らいが問題となっている国においては、公衆にらいの真の性質を理解させ、この病気に結びついている偏見及び迷信を除去する如き啓蒙手段を注意深く講ずること。
- 二、 a) 病気の早期発見及び治療に対し、種々なる手段を講ずること。患者は、その病気の状況が、家族等に危険を及ぼさない場合には、その家に留めておくべき

こと。此れには、心理的に重要にして良好な結果が生ずるものである。

b) 経済的及び医学資源が不十分で然も多数の患者を擁する国々においては、らい予防のため集団治療の運動を実施すること。また入院加療は、特殊医療、或いは外科療法を必要とする病状の患者のみに制限し、このような治療が完了したときには退院させるべきであること。

c) 児童は、あらゆる生物学上の正しい手段により、感染から保護されるべきこと。保育所への収容は、このようなところに収容されることにより、傷ましい汚名を受けたと感ずるので、絶対的に必要な場合にのみ実施されるべきこと。

d) 各国政府に対し、高度の身体障害者の為に、厚生省、農林省、文部省等の政府機関を通じ、彼等の保護及び社会復帰に関し、必要な道徳的、社会的且つ医学的援助を与えるよう奨励すること。此の援助は、患者にも公衆にも有益な心理的効果をもたらすものである。

本会議は、病との闘いにおける勝利を、その共同の目的とする献身的な科学者及び社会福祉事業家を、世界各国より一堂に集められたことについて、マルタ騎士教会に対し深い感謝の意を表するものである。

7. 大阪大学医学部附属病院皮膚科別館

(1) 歴史と経過

1903(明治36)年

ハンセン病患者の悲惨な状況を見た篤志家が募金をして、病院内の地に診療室を建設し、大阪皮膚病研究会を設立した。

1931(昭和6)年

特殊皮膚病研究室として阪大の正式な診療部門となる。

1935(昭和10)年

財団法人大阪皮膚病研究室として文部省から認定を受ける。

ハンセン病診療は附属病院ではなく、この別館で皮膚病研究会によって続けられた。

この専門外来は皮膚科とは別に設けられていたため、「皮膚科別館」と呼ばれていたが、実際の診療は、皮膚科医局員が外来診療を担当した。

1993(平成5)年

阪大病院の移転に伴い、ハンセン病の外来は皮膚科が担当することになり、別館は役割を終了した。

(2) 財団法人大阪皮膚病研究室

主な事業はハンセン病の治療と予防に関する研究と、大阪大学微生物研究所にお

けるハンセン病研究を助成、並びに日本ハンセン病学会の研究助成である。

(3) 皮膚科別館の担っていた役割

ハンセン病の専門外来として

療養所での治療しか選べなかったハンセン病の専門機関として、療養所に入所しないで在宅治療できることを可能とした。

また、療養所退所者の受け皿としての機能も大きかった。

らい予防法指定医として

府下（実際には関西全域から受診があった）のハンセン病患者、または疑わしい者の診察を担当した。その結果、必要に応じて医療機関を紹介し適切な治療を受けるよう指導、助言を行った。

また、らい予防法により大阪府の指定医のいる施設として、在宅患者及び家族の定期検診を実施した。

8. 児童保育所「白鳥寮」

長島愛生園の「未感染児童」が、療養所内で義務教育を終了し社会に出た時、身許が判明する、あるいは社会生活に適応できないおそれがあると考えた長島愛生園光田園長が、児童を後援するため、同氏を理事長とする1949(昭和24)年10月(財)楓蔭会を設立、大阪府内に児童福祉法に基づく養護施設、「白鳥寮」を建設した。

1965(昭和40)年3月その目的を果たし閉鎖、売却された。

(大阪府保存文書及び『隔絶の里程』から)

未感染児童とは

ハンセン病療養所に入所する患者が同伴していた児童や、所内で出生した児童など、健康な児童をいう。

これらの児童の成長後の、就職・教育・結婚等には多くの難問題が生じた。

(藤楓協会創立三十周年誌から)

9. 柴島健康相談所

「癩予防法」に基づき、ハンセン病患者が療養所に入所するまでの一時救護施設として、大阪府内に1940(昭和15)年6月に建設された。

その後は、一時帰省者の宿泊やその家族の面談の場所として、或いは、在宅ハンセ

ン病患者の相談指導等を気兼ねなく行える場所として使用された。

しかし、新たな患者の発生が殆どなくなったことや、一時帰省者も老朽化した当施設より民間宿泊施設を利用するケースが多くなるなど、当施設の利用が減少した。

このような状況から、療養所に入所している大阪府出身者へ了解を得た上で、1992（平成4）年3月をもって施設を閉鎖した。

10. 三園長の国会証言（抄録）

昭和28年のらい予防法改正に先立つこと2年前の1951（昭和26）年11月8日に、第12回国会参議院厚生委員会「社会保障制度に関する調査の件」の内「らいに関する件」で国立療養所の三園長が証言をしました。以下は参議院厚生委員会会議録第十号よりその抄録です。

林芳信（当時多磨全生園長）

...我々が推定いたしますと、大体一万五千の患者が全国に散在して、そのうち只今は約九千名の患者が療養所に收容されておりますから、まだ約六千名の患者が療養所以外に未收容のまま散在しておるように思われます。でありますから、これらの患者は周囲に伝染の危険を及ぼしておるのでございますので、速かにこういう未收容の患者を療養所に收容するように、療養施設を拡張して行かねばならんと、かように考えるのであります。...（中略）...癩療養所を新たに創設するということは、いろいろな困難が伴いますので、大体既設の療養所を拡張して行くほうが国家的に得策ではないかと、かように考えている次第でございます。...（中略）...ついでに将来癩患者の收容に対する問題でございますが、これは従來の経験によりますると、在宅患者を療養所に誘致するということには相当な困難が伴いますので、これにつきましては在宅患者に十分癩そのものの知識又療養所の現在の状態、それらのことを十分認識せしめ、即ち啓蒙運動が非常に必要でございます。一方又患者が療養所に入所いたしましても、家族のものが生活に差支えのないようにというふうに国家が家族の生活を保障するということが非常に大切なことでございます。而も病気の性質上、その家族から患者が出たということが世間に知れますという家族が非常な窮地に陥りますので、世間に余り知れないような方法において家族を救済するということも、生活を保障するということも必要だと思えます。...（中略）...

...又一方現在癩予防法はもうすでに制定になりましてから四十四年を経過しておりまする古いものでございますし、時勢に適合するように適当に改正されることが至当であろうと考えます。...

アメリカではそうとうハンゼン氏病としたらいいじゃないかというような議論があります。或いは一昨昨年ですか、キューバのハバナで万国大会が開かれましたと

きにもそういうことがありました。併しこれは一時多少、そういう病名にすれば一時は、ちよつとのことで、結局はああ癩病のことだなということになりますと、元の通りになるのではないかと思いますし、一つは学問的にはまだ世界各国で取上げられてはおりません。日本でも癩学界あたりで諸学者の意見を聞いて、その上で採用するならば採用するというふうにしたらどうかと思います。

...収容の問題であります。近來お蔭様にて逃走の患者というものは一時より非常に減少して来ております。それはやはり療養所の中の改善がだんだん行われて来たことに原因すると思います。なお一層患者を落ち着かせしめるには療養所のすべてのことに、住居の問題とか、その他文化的方面にも一層改善を加えたならば、患者は落ち着いて療養し得ると思います。それから又そういういい設備ができましたならば家族の者に一応療養所の視察をさせて、そうしてこういうふうになつておるんだからということをよく家族に納得させますれば、案外入所を希望するようになると思います。...

光田健輔（当時長島愛生園長）

...そして今日残つておる、まあ二千人残つておると、厚生省の統計によりますと二千人くらい残つておると言うておられますが、これは先ほど林君が言うたように、まだよく詮索するということと余計にあるかもわかりません。その残つておる患者を早く収容しなければならぬのでありますけれども、大概これが多年努力されて入院を親切に指し示して、何回も何回も県庁のかたとか或いは療養所の職員が勧めるのでありますけれども、これに応じない者が非常にたくさんでございます。そういうような者に強制的にこの癩患者を収容するというのが、今のところでは甚だそういうところまで至つていないのであります。知事が伝染の危険ありと認めるところの者は療養所に収容するということになつておりますけれども、次第次第に.....元は警察権力の下にあつたのでありますけれども、今日は一つも経費がないと言つたらおかしいですけれども、主に保健所の職員に任せてあるようなのであります。これは以前よりは非常にこのために収容もむずかしいようになつております。この点について、特に法律の改正というようなことも必要がありましょう。強権を發動させるということではなければ、何年たつても同じことを繰返すようなことになつて家族内伝染は決してやまないと、これが第一番と第二番に御諮問になつたことに対する私の意見でございます。

...（中略）...治療もそれは必要であります。私どもは先ずその幼児の感染を防ぐために癩家族のステルザチオンというようなこともよく勧めてやらすほうがよろしいと思います。癩の予防のための優生手術ということは、非常に保健所あたりにもう少ししつかりやつてもらいたいというようなことを考えております。...（中略）...

それからもう一つ、予防上から申しておくのは、療養所の中にいろいろ民主主義

というものを誤解して患者が相互に自分の党を殖やすというようなことで争いをしているところがございますし、それは非常に遺憾なことで、患者が互に睨み合っているというようなことになっておりますが、これは患者の心得違いなのでありますが、そのためにその従業員が落着いて仕事ができないというようなことになっておる。結局は患者の非常な不幸になつて参ります。こういうような療養所の治安維持ということについて、いろいろ現状を調べましたり、強制収容の所をこしらえたり、各療養所においてしておりますけれども、まだまだこれが十分に今のところ行届きませんので、こういうようなことをもう少し法を改正して闘争の防止というようなことにしなければ、そういうような不心得な分子が院内の治安を紊し、そして患者相互の闘争を始めるといふようなことになるのでありますから、この点について十分法の改正すべきところはして頂きたいと存するのであります。...

実際は私今一、二の例を挙げますが、...(中略)...手錠でもはめてから捕まえて、強制的に入れればいいのですけれども、今のなんではそれはやりかねるのであります。...(中略)...それがもうそういうようなちよつと知識階級になりますと、何とかかんとか言うて逃がれるのです。そういうようなものはもうどうしても収容しなければならんというふうの強制の、もう少し強い法律にして頂かんと駄目だと思ひます

...それで初めにおつしやいましたところの患者の逃走ということですね、これは何ぼ入れてもですね、その網の目を潜つて逃走するのでございますから、逃走するのは、私どもは逃走しないようにですね、長島という所は海の中にあつてどこへでも船で行かなければばらん、ところが船を買収しましてですね、これは以前は百円ぐらいで向うの地まで送つてくれましたが、今では千円、二千元ほど漁夫にやつて、そして向うへ逃げて行くと、こういうわけです。...(中略)...そういうようなものはですね、逃走罪という一つの体刑を科するかですね、そういうようなことができればほかの患者の警戒にもなるのであるし、今度は刑務所もできたのでありますから、逃走罪というような罰則が一つ欲しいのであります。それは一人を防いで多数の逃走者を改心させるというようなことになるのですから、それができぬものでしょうか

...だからこれを法律からすべてのところからハンゼン氏病というふうに日本で変えるということについては、子供みたいな話ではないかと私どもは考えるのであります。

宮崎松記(当時菊池恵楓園長)

...この癩の患者の数と申しますのは、衛生当局が努力をすればするだけ出て参るのであります。数が少い所は実際それだけないかと申しますと、これは私はそうばかりは考えないのでありますして、癩の数を出しますことは古畳を叩くようなものでありますして、叩けば叩くほど出て来るのであります。ただ出て来ないのは叩かないだけのこ

とで、もう少し徹底的に叩けばもつと出て来るのではないかと思います。九州ではそれではどのくらいの収容をしなければならない患者があるかということでありまして、本来の五月に九州各県の衛生部長に集つて頂きまして、いろいろな意見を聞きましたところ、九州各県では、登録してあります未収容患者は九百九名でありまして、各衛生部長の推計いたしました数は千七百六十七名となつております。...（中略）...それからだんだんと収容が徹底して参りますと、結局いわゆる沈澱患者となつて参りまして、もうだんだん底に沈んだのを汲み上げて行かなければならないということになりますから、今までに経験しないいろいろな困難が予想されております。...

...癩患者の収容の如何に困難なものであるかという例を一、二申し上げます。これは最近熊本県下の某村において起りました事件でありまして、...（中略）...それからもう一例は、これも熊本県下某村において起つた事件でありまして、...（中略）...こういふことでありまして、いわゆる癩のフィールド・ワークというものは、なかなか普通の事務的な仕事ではできませんで、これに当る者はへなへなのへつぱり腰ではなかなかできませんので、相当強い信念と熱意を持つていなければできないのであります。...（中略）...折角これだけの苦心と多額の経費とを使いまして送つて来た患者が、十人が十人とも療養所に落ち着けばいいのであります。ときには十人に一人、二十人に一人脱走して郷里に帰つてしまうようなことがあるのであります。...（中略）...それと一方患者のいわゆる自由主義のはき違えで、癩患者といえども拘束を受けるいわれはない、自由に出歩いたつて何ら咎むべきでない、結核患者を見る、同じ伝染病で、結核患者は自由に出歩くことができるのに、癩患者が出歩いてはいけないというようなことはないというようなことを申しますような状態であります。これにつきましては一つ国のほうで十分お考え下さつて、如何にしたらこの療養所がこれを完全に断行し得るかどうか、これは十分お考え願いたいと思います。

...（中略）...現在の癩療養所もまだ十分病院の形を整えませんので、むしろ一部収容所の感があるのであります。でそれと申しますのは、今癩療養所の運営の実情を申しますと、運営の大部分を患者の精神的並びに肉体的の労力に依存しておるような現状でありまして、結局実力を持つておりますので、実際の運営面に患者が大部分干与いたしておりますので、遺憾ながら運営の実権を患者に握られておるような結果になつておりまして、施設の運営上この点が致命的な欠陥となつております。...（中略）...何故に癩患者は隔離しなければならないか、隔離を以て臨まなければならないかという、結核患者はなぜ隔離しなくてもいいかということの根本問題を一つはつきりして、私どもは隔離の根本理念を確立して頂きまして、患者が如何ように申し参りまして、こういう方針だと私ども確信を以て患者の隔離を断行できるような理論的な裏付けをして頂きたいと思います。...（中略）...

それから名称改変の問題であります。アメリカではすでにハンゼン氏病というように一般に申しております。癩は結核と同じように慢性伝染病であるにかかわりませず、癩に対しましては昔から宗教的、迷信的な偏見が付きまといつておりまして、天刑

病だとか、業病だとか、遺伝だとか、不治だとかというような特殊な考え方が一般に支配的になっております。従いまして患者自身の苦痛は、病気による肉体的な苦痛だけでございませんで、患者自身は勿論、その関係者はこういつたような特殊観念に基きます対社会的な重荷に苦しんでいるような実情であります。癩に起因いたしますいろいろな悲劇、これは新聞の社会面の深刻な記事として問題になります。いろいろな癩の社会的な悲劇はすべてここに胚胎しておりますので、このような偏見を除去いたしまして、癩を一般に科学的に認識せしめまして、こういつた癩患者の対社会的な重荷をとつてやるということも、癩問題解決の大きな私は役割だと考えております。...

今の現在の法律では私どもはこの徹底した収容はできないと思っております。それは今やつております今の法によりますと、勿論罰則は付いておりませんし、いわゆる物理的な力を加えてこれを無理に引張つて来るといふことは、これは許されませんし、結局本人が頑強に入所を拒否しました場合には私はできない、手を拱いて見ておらなければならない。幾ら施設を拡充されましても、そういつたいいわゆる沈黙患者がいつまでも入らないということになれば、これは癩の予防はいつまでたつても徹底いたしませんので、この際本人の意思に反して収容できるような法の改正ですか、そういうことをして頂きたいと思っております。実は九州では強力に収容を今促進いたしております、参りますと、何回も発見をし、検診をして勧誘をしているから、行つて見ますと、逃げておつて藻抜の殻だ、それで明け方に踏み込んで行くということになります。そうしますともう家宅侵入罪だとか何とかいふことで問題になつて来る。結局私どもは現在の法律ではどうしてもやれませんから、検事正と話をいたしまして、実はこうこうだ、検事正も今の予防法では、あれは本人の意思に反して無理に入れるということは私どもできないと解する、併し実際はそれをやらなければならないのだから、万一これに関連して事件が起つたら、検事正として前以てそういう了解を持つているから、まあおやりになつてもいいから、一つ心配なくやつてくれ、それから警察隊長も、国警の隊長も、いやそれは事情はわかつていますから、若し万一問題が起つても、適当に処理しますからやつて下さいというだけでやつておるのであつて、これはそういうことでなく、私どもは何らそういう心配なくやれるようにして頂けませんと、癩予防の徹底は今の時代におきましてはできない。最終段階に来ておりますから、従来の場合と違いますから、従いまして法の改正もそれに即応するような、応ずるような法を作つて頂かなければ無理だと思ひます。

11.大阪府の元担当者への聞き取り結果

[元ハンセン病担当者への聞き取り調査の概要 - その1]

日 時 平成13年7月4日
聞き取り者 感染症・難病対策課 課長補佐他3名

1 当時の様子について

- ・ハンセン病療養所に看護婦として就職した昭和8年頃は、患者の収容に警察の衛生課も関与していた。
警察では、患者を容疑者として扱い、療養所へ入所させた。
- ・昭和28年の「らい予防法」改正以降、秘密保持が始まった。
- ・法定伝染病のような扱いだった。

2 入所について

- ・送致書を療養所に持参する。
- ・府職員は、なるべく目立たないように平服を着て同行した。
- ・療養所へは、一般料金で、国鉄の借上げ列車を使用した。
- ・大阪鉄道管理局へ事前に依頼した。
患者数、付き添い数、乗車時間を知らせる。
大阪駅西口から入る。(一般乗客は、中央口から)
国鉄の衛生課が、改札口・歩いた所・列車内すべてを消毒した。
列車にトイレ、扇風機が無い時もあった。
療養所への最寄り駅には、療養所の車が迎えに来た。
大阪駅までは、個人で集合した。
療養所に着くと、
- ・クレゾール水液の風呂(消毒液の風呂)に入れられる。
- ・次に、ハンセン病かどうかの確認診断をした。
- ・他の病気の有無確認をし、
・合併症がある時は、その病棟へ
・その他は、ハンセン病専門棟へ
- ・個人調査・名前の確認(本名にするかどうかなど)

3 療養所内部の様子について

- ・年齢が若い患者は、青少年棟(15歳までの子どもが入る子ども舎)に入所した。
他の入所者が、患者作業として、若い患者の父母替わりをした。
- ・結婚すれば、必ず断種をして夫婦棟へ入所した。
- ・所内で妊娠した場合、妊娠初期に本人から相談があり、助産婦が医師の立会いのもとに中絶手術をした。
- ・所内では、子どもを育てられなかった。
- ・各療養所にある「浪速(花)会」は、府職員が提唱し昭和28年頃に発足した。

4 入所までについて

- ・一時救護所として、柴島健康相談所があった。
- ・入所する患者は、同所で1週間位居住し、療養所に入所した。

- ・住民票を同所に移し、1か月後位に療養所に住民票を送付した。
- ・入所する際に、本名にするかどうか、本人に確認した。
偽名を望んだ場合は、府職員が偽名を考えた。
- ・入所先は、本人の希望する所にした。
- ・大阪に近いと知人がいたら困るという理由で、遠い所を希望する人もいた。

5 在宅患者について

- ・阪大、京大で専門診療をしていた。
- ・そこでハンセン病と診断された人の「診断届」が府に送付される。
- ・その診断届に基づいて、府担当者が各家庭を訪問する。
- ・面接し、療養所への入所の有無を聞く。
- ・患者宅へ訪問に行くと、自宅の一部を牢屋のような部屋に改修し隔離している家もあった。
- ・府が患者宅にクレゾール液を1本渡した。
- ・在宅患者の中にも、中絶を希望する人がいた。
- ・在宅患者の仲人を30組位努めた。
- ・就職や結婚に際して、いろいろ世話をした。

6 慰問事業について

- ・昭和28年当時は、一人500円位の予算で慰問品を購入し訪問した。
- ・黒田知事が500円では少ないとの理由で、2000円に増額した。
- ・比較的著名な民謡歌手などを訪問（慰問）させた。

7 里帰り事業について

- ・鳥取県が最初に取り組んだ。
- ・最寄り駅まで来て、土産を買って園に帰る程度の里帰りだった。
- ・府は、昭和40年位から開始した。
- ・宿泊させてくれる所が無いため、日帰りで、バスで市内めぐりをする。

8 無らい県運動について

- ・大阪府としては、行っていない。
- ・当時の「らい予防週間」中に、府の広報車に乗って、「らい病は伝染病ではない。・・・」と拡声器で府民に放送した。
- ・厚生省は、できるだけ隔離して欲しいとの意向だった。

9 社会復帰について

- ・プロミンが開発されるなどから、昭和40年頃から、社会復帰が言われるようになった。

10 生活援護世帯について

- ・40世帯程度あった。

11 その他

- ・沖縄県の療養所には高校が無いので、若年患者は岡山の療養所へ移った。
- ・大阪府と兵庫県の担当者が迎えに行き、療養所へ連れていった。

- ・全国の療養所には、保育所・小中学校があった。
- 長島愛生園には、県立邑久高校の分室があった。

[元ハンセン病担当者への聞き取り調査の概要 - その2]

日 時 平成13年9月4日
聞き取り者 感染症・難病対策課 課長補佐他2名

1 患者宅への訪問について

- ・大阪大学及び京都大学附属病院で受診した結果、患者と診断されると、病院から府庁に届出がなされた。
- ・また、家族からの届出や、近所、会社からの通報もあった。
- ・その届出に基づき、担当者と一緒に患者宅を訪問した。
- ・療養所への入所までに2～3回位は訪問し、入所勧奨を行った。
- ・なかなか入所に応じないケ-スや、玄関で水を掛けられ追い返された事もあった。
- ・制服だと、近所に大阪府(役所)の人間が来た、黒塗りの車だと役所の車とわかるので、服装は私服で、公用車も明るい色にしていた。

2 患者宅の様子

- ・昔で言う「座敷牢」に入れられていた患者もいた。

3 入所の決定について

- ・訪問を数回繰り返し、入所の説得をした。
- ・入所先は、患者の希望で決定した。

4 療養所への患者移送について

- ・入所が決まると、朝早く(4時頃)、時には夜中に患者宅へ担当者と迎えに行く。
- ・移送に使う車は、箱型のワゴン車。ク-ラ-も無く、運転席と後部座席との間には仕切りがあった。また、観音開きの扉であった。
- ・患者は、後部座席に1人で乗車する。
- ・自宅から直接各療養所へ移送又は、柴島一時救護所に一旦宿泊し、療養所へ移送する場合もあった。
- ・大阪から療養所への行程は、岡山だと「1日かかり」で、
- ・途中のトイレ休憩以外は、患者は車の外に出なかった。
- ・トイレは、山道をそれた山中で用を足した。
- ・自立歩行できない患者の用足しの際は、府担当者が患者をおぶったり、抱き抱えたりした。
- ・患者の途中の食事は、患者が店に入ると店の人が嫌がった為、府担当者が車の中に「足が悪い人がいるので」と店の人に説明し、患者の食事を先に注文した。
- ・患者の食事は主として、食堂のオニギリやおでんで、車の中で食した。
- ・なお、移送車の扉の施錠はしていない。そのため、山中に逃走したケースもあり、捜し出すのに苦労した。
- ・患者の家族は、療養所へは殆ど同行しなかった。

- ・療養所に到着すると、先ず医師の診断があり、重症や軽症などの区別をし、区分に応じた病棟に入らされた。
- ・診察室は、見すばらしいバラックの建物だった。
- ・府担当者は、療養所内に宿泊し、翌日帰阪することもあった。

5 具体的事例

(1) 歳の患者。本人は、××をしており、投書があり訪問した。
療養所へ入所した。親も患者であり、現在も入所している。

(2) 昭和47～48年頃の事例

子どもが、親を自宅の座敷牢みたいな所に入れていた。

患者の孫の結婚が決まったので、患者である親を療養所に入れてほしいと、府に連絡があった。

療養所への移送には、子どもは同行したが、療養所へ着くと直ぐに府の担当者が知らない間に帰阪した。

入所数年後に患者が死亡したが、葬儀は療養所で行い、遺骨も療養所に残して親の金品だけを持って帰った。

6 警察や市町村、保健所との関係

昭和41年に担当してから、警察や市町村等の他の機関にハンセン病に関して業務依頼等をした事はない。

7 沖縄県からの高校生の受け入れについて

長島愛生園に高校があったので、沖縄県から神戸港へ船で送られてきた。

その人数が多いため、大阪・和歌山・兵庫の3府県のワゴン車で、神戸港に迎えにいき、長島愛生園に連れていった。

患者のいた船の中は全て消毒させられ、その上カーテンの取り替え代金を負担させられた。

8 療養所への定例訪問について

当時、他府県では担当課長も訪問していたが、大阪府では担当者しか訪問していなかった。

「浪速会」では、府の担当課長の訪問を望んでいたところ、当時の課長が初めて療養所を訪問し、大歓迎を受けた。

9 里帰り事業について

- ・大勢で、観光や食事をするため店に入ると目立つから、人に見られるからという理由で、里帰りの人数を減らした。

- ・当時、食事をするため店に入ると、店員に嫌がられたという事はあった。

- ・そのため、府担当者が機転を利かし、「リュウマチ」の患者さんの団体と言って、食事をしたという事もあった。

2001(平成13)年5月11日 「毎日新聞」夕刊
熊本地裁判決

ハンセン病隔離は違憲



らい予防法

「国会が改廃怠る」

熊本地裁判決 国に18億円賠償命令

国の賠償責任を認めた判決に基づき賠償命令
熊本地裁の熊本地裁で11日午前10時5分、佐藤孝等

【熊本地裁】国は戦時中、ハンセン病患者を隔離収容し、差別と隔離の政策を続けることにより、原告らに損害を与えたとして、国に18億円の賠償を命じた。熊本地裁は11日午前10時5分、佐藤孝等(原告)と国(被告)の訴訟で判決を言い渡した。判決は、戦時中、国はハンセン病患者を隔離収容し、差別と隔離の政策を続けることにより、原告らに損害を与えたとして、国に18億円の賠償を命じた。判決は、戦時中、国はハンセン病患者を隔離収容し、差別と隔離の政策を続けることにより、原告らに損害を与えたとして、国に18億円の賠償を命じた。

佐藤孝等(原告)と国(被告)の訴訟で判決を言い渡した。判決は、戦時中、国はハンセン病患者を隔離収容し、差別と隔離の政策を続けることにより、原告らに損害を与えたとして、国に18億円の賠償を命じた。判決は、戦時中、国はハンセン病患者を隔離収容し、差別と隔離の政策を続けることにより、原告らに損害を与えたとして、国に18億円の賠償を命じた。

佐藤孝等(原告)と国(被告)の訴訟で判決を言い渡した。判決は、戦時中、国はハンセン病患者を隔離収容し、差別と隔離の政策を続けることにより、原告らに損害を与えたとして、国に18億円の賠償を命じた。判決は、戦時中、国はハンセン病患者を隔離収容し、差別と隔離の政策を続けることにより、原告らに損害を与えたとして、国に18億円の賠償を命じた。

佐藤孝等(原告)と国(被告)の訴訟で判決を言い渡した。判決は、戦時中、国はハンセン病患者を隔離収容し、差別と隔離の政策を続けることにより、原告らに損害を与えたとして、国に18億円の賠償を命じた。判決は、戦時中、国はハンセン病患者を隔離収容し、差別と隔離の政策を続けることにより、原告らに損害を与えたとして、国に18億円の賠償を命じた。

佐藤孝等(原告)と国(被告)の訴訟で判決を言い渡した。判決は、戦時中、国はハンセン病患者を隔離収容し、差別と隔離の政策を続けることにより、原告らに損害を与えたとして、国に18億円の賠償を命じた。判決は、戦時中、国はハンセン病患者を隔離収容し、差別と隔離の政策を続けることにより、原告らに損害を与えたとして、国に18億円の賠償を命じた。

佐藤孝等(原告)と国(被告)の訴訟で判決を言い渡した。判決は、戦時中、国はハンセン病患者を隔離収容し、差別と隔離の政策を続けることにより、原告らに損害を与えたとして、国に18億円の賠償を命じた。判決は、戦時中、国はハンセン病患者を隔離収容し、差別と隔離の政策を続けることにより、原告らに損害を与えたとして、国に18億円の賠償を命じた。

2001(平成13)年6月15日 「毎日新聞」朝刊
厚生労働大臣謝罪

坂口厚労相が謝罪

ハンセン病療養所入所者代表に

坂口厚労相は14日、東京・麹が関の厚生労働省内で、全国の国立ハンセン病療養所の入所者で作る「全国ハンセン病療養所入所者協議会」(高橋重三郎会長、約4400人)の代表約20人と面談し、90年間に及ぶ国の隔離政策で人権を侵害したことを謝罪した。坂口厚労相は、1日にハンセン病訴訟の原告団に謝罪したが、入所者代表への謝罪は初めて。



全国ハンセン病療養所入所者協議会の代表者たちと面談する坂口厚労相(左)。厚生労働省で14日午前11時32分、石井雄平(右)撮影

2001(平成13)年6月29日 「日本経済新聞」朝刊
大阪府知事謝罪

ハンセン病元患者に 太田大阪知事が謝罪

療養所を訪問
大阪府の太田勇江知事は二十八日午後、国立療養所「長島愛生園」(岡山県邑久町)と「邑久光明園」(同)を訪ね、府出身の元ハンセン病患者に謝罪放棄



元患者らと懇談する太田知事(右から2人目)＝28日午後、岡山・邑久町

を取った過ちを認め謝罪した。太田知事はそれぞれの園でじくになった元患者が眠る納骨堂に献花。その後、入所者と面会し「国の機関委

任事務とはいえ、療養所へ収容してきた責任は私たちにある。多大な苦難と苦痛をおかけしたことを深く反省し、心からおわびしたい」と述べた。

憲法記念日に
 寄せて

地域から

岡山



けで、人間らしい営みができなかつた」と振り返る。昨年5月、熊本地裁の判決を法廷で聞いた。国の隔離政策を「過度に人権を侵害するもので、違憲性は明

千葉麗夫さん、81歳＝写真。岡山県邑久町のハンセン病国立療養所長島愛生園で暮らす。今月末、大阪市内の母親(80)宅近くのマンションに引っ越し、念願の社会復帰を果たす。

12歳の時、同園に収容され、実家は消滅された。園を抜け出して大阪に戻っても、同級生は誰も寄りつか

ハンセン病

故郷に戻り社会復帰

なかつた。

30代初め、無断で園を飛び出し、以後約20年間、大阪や東京でセールスなどをした。どんなに親しくなった相手にも病気を隠し、気が休まる時はなかつた。9

年前、左足にけがをして園に戻った。

かつて、看護婦の女性と結婚を意欲したこともあった。しかし、断種や堕胎をされる恐れが頭をよぎった。「ハンセン病というた

らか」と断じた。胸のつかえが少しおきた。

判決からまもなく1年。生き別れた母を捜し出し、約40年ぶりに再会した。大阪府庁を訪ね、「石で追われた大阪だが、かけ

がえのないふるさと。どうしても帰りたい」と、府営住宅への優先入居など、支援を訴えた。「病気を隠さず、おそれずに、ありのままの自分で生きていく。それが僕の社会復帰です」

4月、療養所を出る元患者らに退所者給付金を支給する国の制度が始まった。しかし、全国ハンセン病療養所入所者協議会の昨年9月の調査では、全入所者約4300人のうち退所を希望したのは86人、約2%だった。元患者が社会復帰する壁は依然厚く、高い。

ハンセン病元患者3人



引っ越しの準備をする川島さん
(岡山県の「長島愛生園」で)

半世紀ぶり 社会復帰へ

「孝行したい」「普通の生活を」

ハンセン病国立療養所「長島愛生園」(岡山県岡久町)の入所者三人が二十日、相次いで療養所を離れ、社会に復帰する。十歳代で園に入ってから半世紀ぶりの世間。受け入れてくれるまじりのない人、帰りを待つ母のいる人、結婚への希望を持つ人……。復帰後の姿は三様で、「新世界に飛び出したい」と不安をのぞかせながらも、外で生活できる喜びをかみしめ、第一の人生へ自らを奮い立たせている。

第二次大戦末期の一九四四年に入所した川島保さん(69)は古里の四国に帰ろうと思った。だが、「自分は死んだとよになっている」ことを知り、かつて仕事を

引越しの準備をする川島さん(岡山県の「長島愛生園」で)

第1次大戦末期の一九四四年に入所した川島保さん(69)は古里の四国に帰ろうと思った。だが、「自分は死んだとよになっている」ことを知り、かつて仕事を

母親も昨年、「くもりなればもいない。それでも少年時代を過ごした地を選んだ。仕事を探して、できれば結婚も思っている。病気のことは人に明かす。「普通の生活を送りたい」と願う。ハンセン病国家賠償請求

訴訟の原告側全面勝訴や、和解成立を受け、療養所から社会復帰する人には四月から、園が月額約二十六万円の内「退所者給付金」を支給する。だが、全国で約四千人の「退所者希望者」は約百千人。実現できるのはさらに少数だ。入所者との平均年齢は七十五歳。あと十年、二十年すれば「

ハンセン病元患者宿泊拒否

人権侵害で告発視野

旅館業法違反容疑 法務省、啓発を促進

熊本県の「アイレディ」リゾート黒川温泉ホテルがハンセン病の元患者の宿泊を拒否した問題で、法務省は十九日までに、人権侵害事件として旅館業法違反容疑での刑事告発などを視野に事実関係の調査に乗り出した。同省はまた、偏見偏見の啓発を進めるよう全国の法務局に通知した。ホテル側は同日午後、宿泊を拒否したことを元患者に直接、謝罪する意向を示した。

ホテル、直接謝罪の意向



差別に抗議する神美知宏・全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局長(19日午後、厚労省)

法務省の吉成修一・人権擁護局長は同日の記者会見で、「十八日に熊本県の担当者から連絡があり四段階で対応。旅館業法違反で、ホテル関係者などには、「旅館の営業者は

などに任意で事情を聴いている」など調査の進行状況について説明。「旅館業法違反容疑での告発も視野に入れて(対応を)検討中だ」と話した。

期谷知事は面会の中で「熊本でこういったことがあったのは大変残念。今後、偏見や差別をなくすための啓発活動をやっていきたい」などと述べたという。

期谷知事は同日、法務省内で吉成局長と面会した。宿泊拒否についての経過説明をしたうえで、県と法務省が連携して今後の対応にあたることなどを確認した。

一方、熊本県の期谷知事は同日、法務省内で吉成局長と面会した。宿泊拒否についての経過説明をしたうえで、県と法務省が連携して今後の対応にあたることなどを確認した。

同ホテルの前田爾子総支配人は同日の記者会見で「考え方を見直さなければならぬ。今後(入所者の宿泊を拒否した)朝池恵福園に行き、元患者らに謝罪したい」と述べ、二十日に同園を訪ねる考えを示した。

「氷山の一角だ」全療協事務局長

「氷山の一角にすぎない」と、全国ハンセン病療養所入所者協議会(全療協)の神美知宏・事務局長(89)は十九日、厚労省内で今回の宿泊拒否問題について記者会見し、「直撃を受けている。人間らしさを回復できる

かに差別の根が深いかを痛感させられた」と訴えをやらせながら訴えた。国の約一世紀に及ぶ隔離政策に対し、元患者らが検訴した二〇〇一年五月の熊本地裁判決から二年半が過ぎた。入所者らへの補償など、誤った政

策に対する国の謝罪は大きく前進したが、残された課題がハンセン病に対する差別の解消だ。神事局長は「約三千年七百八人の療養所入所者の九九％は三十四年

前に消滅している」と指摘。新たな感染者も年間十人程度で、感染しても一週間ほど治療を受ければ治癒することから、「ハンセン病自体は解決済み」と説明する。

だが隔離政策がなくなっても家族の元に戻れない入所者は多い。地域での偏見がまた強くなり、さめて「こゝな」の墓参りでもとんでもなく、行きにくいのが実情という。

13. 府の保存資料から

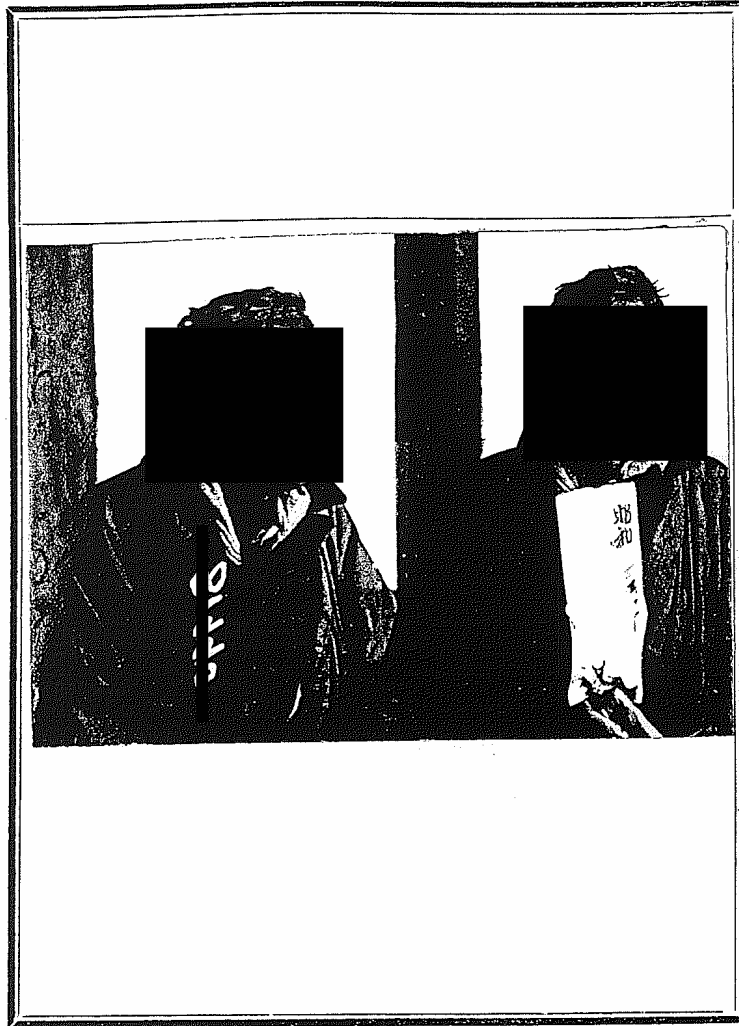
収容患者名票 (1937 昭和12 年・表面)

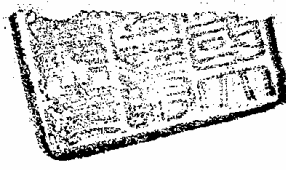
致送園生愛

~~票名者患癩容收院養保島外~~

考 備	歸 轉	署取 名扱	病 名		住 所	本 籍
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			[Redacted]	[Redacted]
		警 察 署	生 年 月 日	氏 名		
		年 月 日	[Redacted]	[Redacted]		
		昭 和	[Redacted]	[Redacted]		
		[Redacted]	別 性			[Redacted]

収容患者名票（裏面）





御届

患者住所

職業

氏名

才

一、病名

一、發病年月日

一、診斷ノ年月日時

昭和 昭 昭
年 年
日 日
日 日
午後 前
時

右及御届候也

昭和

大阪市北區堂島濱通三丁目

大阪帝國大學醫學部附屬醫院

醫員

訂正
大阪府内政部
警察署長殿

衛生課



療止所入届

御届

患者住所

職業

氏名

一、病、名

一、發病年月日

一、診斷ノ年月日時

右及御届候也

昭和

[Redacted]

大阪市北區堂島濱通三丁目

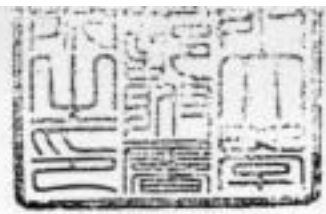
大阪帝國大學醫學部附屬醫院

醫員

大阪府衛生部

警察署長殿

予防課係



昭和二十三年四月五日
生才

(5)

了第 号
昭和二十五年 月 日 案ノ二

大阪鐵道局長殿

大阪府知事代理

昭和二十五年九月九日 國 守 央 行 記

癩患者輸送について

別記の要領によつて癩患者を輸送—たいから列車の手配をお願ひする。

記

- 一日 昭和二十五年 月 日 三時十五分發
- 一區 間 自 大阪 驛 至 三島町 驛
- 一乗車人員 患者 四名 附添 一名
- 一運賃支拂方法 (1) 患者運賃は 縣 郡 村

(2) 附添運賃は現金支拂で同乗する。
團長 大阪府知事宛後掛請求

直距離につき、便所付列車を特トウ考慮致します

一本 住 籍	一本 住 籍	一本 住 籍
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

記

昭和二十五年七月三日左記の通り患者四名を護送するから
収容されたい。

癩患者送致について

駿河彦彦下所 園長殿

大阪府知

代理

五月十九日發

号
昭和二十五年 月 日

決議文

一 食糧 [redacted] 式 [redacted] 儀

常食は麦更に付与一時帰
民の仲は隣保一同反對に言

理由

一 飲用水は共用水道の事

一 家屋は非常は接近しすぎの事

一 幼児の非常は多し等の事

一 眞傳性の傳染病等の事

右意見は理由に依り絶対

反對に決議しよす

敢て強行帰戻を許可する

が如き行急のある場合

隣保を介して [redacted] 保健者

を以て應衛生課止む

存りては本願力分と決

りしに在りしを以て届

出願の申上りす

[redacted]

衛生保健部長 敬

但し [redacted] 兼此整理の爲め
保健民の場を以ての事なり
ありては人から理解を以て願ひ候ふ事

不 [redacted] 組衛保

供覧

兵衛第一〇一八四號ノ四

昭和二十五年八月十日

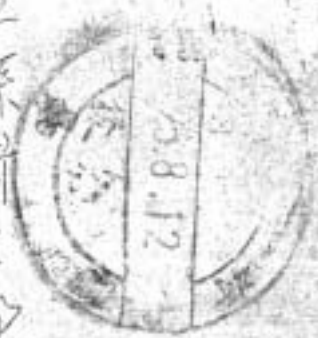
兵庫県衛生部

兵庫縣衛生部長之印

厚生省公衆衛生局予防課長
各都道府県衛生部長 殿

らい予防宣傳ポスター送付について。

昭和二十五年度的らい予防事業の一つとして、らい予防宣傳ポスターを作成したから参考のために送付します。





< 法律等 >

1. 癩豫防ニ關スル件 (明治四十年三月十八日法律第十一号)

第一條 醫師癩患者ヲ診断シタルトキハ患者及家人ニ消毒其ノ他豫防方法ヲ指示シ且三日以内ニ行政官廳ニ届出ヘシ其ノ轉歸ノ場合及死體ヲ檢案シタルトキ亦同シ

第二條 癩患者アル家又ハ癩病毒ニ汚染シタル家ニ於テハ醫師又當該吏員ノ指示ニ從ヒ毒其ノ他豫防方法ヲ行フヘシ

第三條 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノハ行政官廳ニ於テ命令ノ定ムル所ニ從ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護スヘシ但シ適當ト認ムルトキハ扶養義務者ヲシテ患者ヲ引取ラシムヘシ必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテ一時相當ノ救護ヲ爲スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ必要ト認ムルトキハ市町村長(市制町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者)ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得

第四條 主務大臣ハ二以上ノ道府縣ヲ指定シ其ノ道府縣内ニ於ケル前條ノ患者ヲ收容スル為必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得前項療養所ノ設置及管理ニ關シテ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム主務大臣ハ私立ノ療養所ヲ以テ第一項ノ療養所ニ代用セシムルコトヲ得

第五條 救護ニ要スル費用ハ被救護者ノ負擔トシ被救護者ヨリ辨償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負擔トス

第三條ノ場合ニ於テ之カ爲要スル費用ノ支辨方法及其ノ追徴方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 扶養義務者ニ對スル患者引取ノ命令及費用辨償ノ請求ハ扶養義務者中ノ何人ニ對シテモ之ヲ爲スコトヲ得但シ費用ノ辨償ヲ爲シタル者民法第九百五十五條及第九百五十六條ニ依リ扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者ニ對シ求償ヲ爲スコトヲ妨ケス

第七條 左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス但シ沖繩縣及東京府下伊豆七島小笠原島ニ於テハ國庫ノ負擔トス

一 被救護者又ハ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サル救護費

二 檢診ニ關スル諸費

三 其ノ他道府縣ニ於テ癩豫防上施設スル事項ニ關スル諸費

第四條第一項ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分擔担方法ハ關係地方長官ノ協議ニ依リ之ヲ定ム若シ協議調ハサルトキハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四條第三項ノ場合ニ於テ關係道府縣ハ私立ノ療養所ニ對シ必要ナル補助ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分擔方法ハ前項ノ例ニ依ル

第八條 國庫ハ前條道府縣ノ支出ニ對シ勅令ノ定ムル処ニ從ヒ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助スルモノトスル

第九條 行政官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル醫師ヲシテ癩又ハ其ノ疑アル患者ノ
檢診ヲ行ハシムルコトヲ得

癩ト診断セラレタル者又ハ其ノ扶養義務者ハ行政官廳ノ指定シタル醫師ノ檢診ヲ求ムルコト
ヲ得

行政官廳ノ指定シタル醫師ノ診断ニ不服アル患者又ハ其ノ扶養義務者ハ命令ノ定ムル所ニ從
ヒ更ニ檢診ヲ求ムルコトヲ得

第十條 醫師第一條ノ届出ヲ爲サス又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第二條ニ違反シタル者ハ貳拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者ヲ除クノ外行政官廳ニ於テ救護中死亡シタル癩患者ノ死
體又ハ遺留物件ノ取扱ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

2. 癩予防法 法律第五十八号（昭和六年四月二日改正）抜粋

第二條ノ二 行政官廳ハ豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

- 一 癩患者ニ對シ業務上病毒傳播ノ虞アル職業ニ従事スルヲ禁止スルコト
- 二 古着、古蒲團、古本、紙屑、襤褸、飲食物其ノ他ノ物件ニシテ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノノ賣買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁止シ、其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ爲サシメ又ハ其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ爲スコト

第三條 行政官廳ハ癩豫防上必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞アルモノヲ國立癩療養所又ハ第四條ノ規定ニ依リ設置スル療養所ニ入所セシムベシ

必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテモ一時相當ノ救護ヲ爲スベシ

前二項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ必要ト認ムルトキハ市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ一時救護ヲ爲ス場合ニ要スル費用ハ必要アルトキハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ繰替支辨スヘシ

第四條第三項ヲ削ル

第四條ノ二中「被救護者」ヲ「入所患者」ニ改ム

第五條 私立ノ癩療養所ノ設置及管理ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

第六條 北海道地方費又ハ府縣ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ第二條ノ二第一號ノ規定ニ依ル從業禁止又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル入所ニ因リ生活スルコト能ハサル者ニ對シ其ノ生活費ヲ補給スベシ

第七條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第三項ヲ削ル

左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

- 一 第二條ノ二第二號ノ規定ニ依リ行政官廳ニ於テ物件ノ消毒又ハ廢棄ヲ爲ス場合ニ要スル諸費
- 二 入所患者（國立癩療養所入所患者ヲ除ク）及一時救護ニ關スル諸費
- 三 檢診ニ關スル諸費
- 四 其ノ他道府縣ニ於テ癩豫防上施設スル事項ニ關スル諸費

第七條ノ二 本法ニ依リ北海道地方費又ハ府縣ニ於テ負擔スベキ費用ハ東京府伊豆七島及小笠原島ニ於テハ國庫ノ負擔トス

第八條中 「前條」ヲ「第六條及第七條ノ規定ニ依ル」ニ改ム

第九條中 「扶養義務者」ヲ「親族」ニ改ム

策十條 第一條ノ規定ニ違反シ又ハ第二條ノ二ノ規定ニ依ル行政官廳ノ處分ニ違反シタル者八百

圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十條ノ二 第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十一條 醫師若ハ醫師タリシ者又ハ癩豫防事務ニ關係アル公務員若ハ公務員タリシ者故ナク業務上取扱ヒタル癩患者又ハ其ノ死者ニ關シ氏名、住所、本籍、血統關係又ハ病名 其ノ他癩タルコトヲ推知シ得ベキ事項ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條中 「行政官廳ニ於テ救護中」ヲ「療養所ニ入所中又ハ第三條第二項及第三項ノ規定ニ依ル一時救護中」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和六年勅令第百八十號により昭和六年八月一日から施行）

3.らい予防法 法律第二百四号 (昭和二十八年八月十五日施行)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、らいを予防するとともに、らい患者の医療を行い、あわせてその福祉を図り、もって公共の福祉増進を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第二条 国及び地方公共団体は、つねに、らいの予防及びらい患者(以下「患者」という)の医療につとめ、患者の福祉を図るとともに、らいに関する正しい知識の普及を図らなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第三条 何人も、患者又は患者と親族関係にある者に対して、そのゆえをもって不当な差別的取扱をしてはならない。

第二章 予防(医師の届出等)

第四条 医師は、診察の結果受診者が患者(患者の疑いのある者を含む。この条において以下同じ)であると診断し、又は死亡の診断若しくは死体の検案をした場合において死亡者が患者であったことを知ったときは厚生省令の定めるところにより、患者、その保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ)若しくは患者と同居している者又は死体のある場所若しくはあった場所を管理する者若しくはその代理をする者に、消毒その他の予防法を指示し、且つ、七日以内に、厚生省令で定める事項を、患者の所在地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ)又は死体のある場所の都道府県知事に届け出なければならない。

(2) 医師は、患者が治癒し、又は死亡したときは、すみやかに、その旨をその者の居住地の都道府県知事に届け出なければならない。

(指定医の診察)

第五条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、その指定する医師をして、患者又は患者と疑うに足る相当な理由があるものを診察させることができる。

(2) 前項の医師の指定は、らいの診療に関し、三年以上の経験を有する者のうちから、その同意を得て行うものとする。

(3) 第一項の医師は、同項の職務の執行に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

(国立療養所への入所)

第六条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者について、らい予防上必要があると認めるときは、当該患者又はその保護者に対し、国が設置するらい療養所(以下「国立療養所」という)に入所し、又は入所させるように勧奨することができる。

(2) 都道府県知事は、前項の勧奨を受けたものがその勧奨に応じないときは、患者又はその保護者に対し期限を定めて、国立療養所に入所し、又は入所させることを命ずることができる。

(3) 都道府県知事は、前項の命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は公衆衛生上らい療養所に入所させることが必要であると認める患者について、第二項の手続きをとるといまいが

ときは、その患者を国立療養所に入所させることができる。

- (4) 第一項の勸奨は、前条の規定する医師が当該患者を診察した結果、その者がらいを伝染させるおそれがあると診断した場合でなければ、行うことができない。

(従業禁止)

第七条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者に対して、その者がらい療養所に入所するまでの間、接客業その他公衆にらいを伝染させるおそれがある業務であって、厚生省令で定めるものに従事することを禁止することができる。

- (2) 前条第四項の規定は、前項の従業禁止の処分について準用する。

(汚染場所の消毒)

第八条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者又はその死体があった場所を管理する者又はその代理をする者に対して、消毒材料を交付してその場所を消毒すべきことを命ずることができる。

- (2) 都道府県知事は、前項の命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該職員にその場所を消毒させることができる。

(物件の消毒廃棄等)

第九条 都道府県知事は、らい予防上必要があると認めるときは、らいを伝染させるおそれがある患者が使用し、又は接触した物件について、その所持者に対し、授与を制限し若しくは禁止し、消毒材料を交付して消毒を命じ、又は消毒によりがたい場合に廃棄を命ずることができる。

- (2) 都道府県知事は、前項の消毒又は廃棄の命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該職員に、その物件を消毒し、又は廃棄させることができる。
- (3) 都道府県は、前二項の規定による廃棄によって通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- (4) 前項の規定による補償を受けようとする者は、厚生省令の定める手続きに従い、都道府県知事に、これを請求しなければならない。
- (5) 都道府県知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。
- (6) 前項の決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六十日以内に、裁判所に訴をもってその金額の増額を請求することができる。

(質問及び調査)

第十条 都道府県知事は、前二条の規定を実施するため必要があるときは、当該職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあった場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

- (2) 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。
- (3) 第一項の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 国立療養所

(国立療養所)

第十一条 国は、らい療養所を設置し、患者に対し、必要な療養を行う。

(福利増進)

第十二条 国は、国立療養所に入所している患者（以下「入所患者」という）の教養を高め、その福利を増進するようにつとめるものとする。

(厚生指導)

第十三条 国は、必要があると認めるときは、入所者に対して、その社会的更生に資するために必要な知識及び技能を与えるための措置を講ずることができる。

(入所患者の教育)

第十四条 国立療養所の長（以下「所長」という）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十五条第二項の規定により、小学校又は中学校が、入所患者のため、教員を派遣して教育を行う場合には、政令の定めるところにより、入所患者がその教育を受けるために必要な措置を講じなければならない。

(2) 所長は、学校教育法第七十五条第二項の規定により、高等学校が、入所患者のため、教員を派遣して教育を行う場合には、政令の定めるところにより、入所患者がその教育を受けるために、必要な措置を講ずることができる。

(外出の制限)

第十五条 入所患者は、左の各号に掲げる場合を除いては、国立療養所から外出してはならない。

一、親族の危篤、死亡、り災その他特別の事情がある場合であって、所長が、らい予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めて許可したとき。

二、法令により国立療養所外に出頭を要する場合であって、所長がらい予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めるとき。

(2) 所長は前項第一号の許可をする場合には、外出の期間を定めなければならない。

(3) 所長は、第一項各号に掲げる場合には、入所患者の外出につき、らい予防上必要な措置を講じ、且つ、当該患者から求められたときは、厚生省令で定める証明書を交付しなければならない。

(秩序の維持)

第十六条 入所患者は、療養に専念し、所内の紀律に従わなければならない。

(2) 所長は、入所患者が紀律に違反した場合において、所内の秩序を維持するために必要があると認めるときは、当該患者に対して、左の各号に掲げる処分を行うことができる。

一、戒告を与えること。

二、三十日をこえない期間を定めて、謹慎させること。

(3) 前項第二号の処分を受けた者は、その処分の期間中、所長が指定した室で静居しなければならない。

(4) 第二項第二号の処分は、同項第一号の処分によっては、効果がないと認める場合に限り行うものとする。

(5) 所長は、第二項第二号の処分を行う場合には、あらかじめ、当該患者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(親権の行使等)

第十七条 所長は、未成年の入所患者で親権を行う者又は後見人のないものに対し、親権を行う者又は後見人があるに至るまでの間、親権を行う。

(2) 所長は、未成年の入所患者で親権を行う者又は後見人のあるものについても、監護、教育等その者の福祉のために必要な措置をとることができる。

(物件の移動の制限)

第十八条 入所患者が国立療養所の区域内において使用し、又は接触した物件は、消毒を経た後でなければ、当該国立療養所の区域外に出してはならない。

第四章 福祉

(一時救護)

第十九条 都道府県知事は、居住地を有しない患者その他救護を必要とする患者及びその同伴者に対して、当該患者が国立療養所に入所するまでの間、必要な救護を行わなければならない。

(一時救護所)

第二十条 都道府県は、前条の措置をとるために必要があると認めるときは、一時救護所を設置することができる。

(親族の援護)

第二十一条 都道府県知事は、入所患者をして安んじて療養に専念させるため、その親族(婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)のうち当該患者が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計をともにしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現所在地)を有するものが、生計困難のため援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。但し、これらの者が他の法律(生活保護法「昭和二十五年法律第四百四十四号」を除く)に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

(2) 援護は、金銭を給付することによって行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援護の目的を達成するために、必要があるときは、現物を給付することによって行うことができる。

(3) 援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。

(4) 援護の種類、範囲、程度その他援護に関し必要な事項は、政令で定める。

(児童の福祉)

第二十二条 国は、入所患者が扶養しなければならない児童で、らいにかかっていないものに対して、必要があると認めるときは、国立療養所に附置する施設において教育、養護その他の福祉の措置を講ずることができる。

(2) 第十七条第一項の規定は、前項の施設に入所中の児童について準用する。

第五章 費用

(都道府県の支弁)

第二十三条 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一、第五条第一項の規定による診察に要する費用
- 二、第六条の規定による措置に要する費用並びに同条第一項又は第二項の規定による勸奨又は命令による患者の入所に要する費用及びその入所に当該都道府県の職員が付き添った場合におけるその附添に要する費用
- 三、第八条及び第九条の規定による消毒及び廃棄に要する費用
- 四、第九条第三項の規定による損失の補償に要する費用
- 五、第十九条の規定による一時救護に要する費用
- 六、第二十条に規定する一時救護所の設置及び運営に要する費用
- 七、第二十一条の規定による援護に要する費用

(費用の徴収)

第二十三条の二 都道府県知事は、第二十一条の規定による援護を行う場合において、その援護を受けた者に対して、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定により扶養の義務を履行しなければならない者（入所患者を除く）があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

(2) 生活保護法第七十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(国庫の負担)

第二十四条 国庫は、政令の定めるところにより、都道府県が支弁する費用のうち、第二十三条第一号から第六号までに掲げる費用については、その二分の一、同条第七号に掲げる費用については、その全部を負担する。

第六章 雑則

(訴願)

第二十五条 この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により所長又は都道府県知事がした処分（第九条第五項の規定による補償金額の決定処分を除く）に不服がある者は厚生大臣に訴願することができる。

(2) 厚生大臣は、前項の訴願がらいを伝染させるおそれがある患者であるとの診断に基く処分に対してその診断を受けた者が提起した者であつて、且つ、その不服の理由が、その診断の結果を争うものであるときは、その訴願の裁決前、第五条第二項の規定に準じて厚生大臣が指定する二人以上の医師をして、その者を診断させなければならない。その場合において、訴願人は、自己の指定する医師を、自己の費用により、その診察に立ち合わせることができる。

(3) 第五条第三項の規定は、前項の医師について準用する。

(公課及び差押の禁止)

第二十五条の二 第二十一条の規定による援護として、金品の支給を受けた者は、当該金品を標準として租税その他の公課を課せられないことがない。

(2) 第二十一条の規定による援護として支給される金品は、すでに支給を受けたものであるとないつにかかわらず差押えることができない。

(罰則)

第二十六条 医師、保健婦、看護婦若しくは准看護婦又はこれらの職にあった者が、正当な理由がなく、その業務上知得した左の各号に掲げる他人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一、患者若しくはその親族であること、又はあったこと。
- 二、患者であった者の親族であること、又はあったこと。

(2) 前項各号に掲げる他人の秘密を業務上知得した者が、正当な理由がなく、その秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一、第四条第一項の規定による届出を怠った者
- 二、第五条第一項の規定による医師の診断を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 三、第九条第一項の規定による物件の授与の制限又は禁止の処分に従わなかった者
- 四、第八条第二項又は第九条第二項の規定による当該職員の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五、第十条第一項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 六、第十条第一項の規定による当該職員の質問に対して虚偽の答弁をした者
- 七、第十八条の規定に違反した者

第二十八条 左の各号の一に該当する者は、拘留又は科料に処する。

- 一、第十五条第一項の規定に違反して国立療養所から外出した者
- 二、第十五条第一項第一号の規定により国立療養所から外出して、正当な理由がなく、許可の期間内に帰所しなかった者
- 三、第十五条第一項第二号の規定により国立療養所から外出して、正当な理由がなく、通常帰所すべき時間内に帰所しなかった者

らい予防法改正に関する付帯決議

- 一、患者の家族の生活保護については、生活保護法とは別建の国の負担による援護制度を定め、昭和二十九年度から実施すること。
- 二、国立のらいに関する研究所を設置することについても、同様、昭和二十九年度から着手すること。
- 三、患者並びにその親族に関する秘密の確保に努めると共に、入所患者の自由権を保護し、文化生活のための福祉施設を整備すること。
- 四、外出の制限、秩序の維持に関する規定については、適正慎重を期すること。
- 五、強制診断、強制入所の処置については、人権尊重の建前にもとづきその運用に万全の留意をなすこと。
- 六、入所患者に対する処置については、慰安金、作業慰労金、教養娯楽費、賄費等につき、今後その増額を考慮すること。
- 七、退所者に対する更生福祉制度を確立し、更生資金支給の途を講ずること。
- 八、病名変更については十分検討すること。
- 九、職員の充実及びその待遇改善につき一段の努力をすること。

以上の事項につき、近き将来本法の改正を期すると共に、本法施行に当たっては、その趣旨の徹底、啓蒙宣伝につき十分努力することを要望する。

一九五三年八月六日 参議院厚生委員会

4. 懲戒検束権ニ関スル施行細則(大正6年12月12日)

第一条 療養所ノ長ガ被救護者ニ対シ懲戒又ハ検束ヲ行ハントスルトキハ本則ノ規定ニ依ル

第二条 懲戒又ハ検束ハ左ノ方法ニ依リ執行スル

- 一 譴責 叱責ヲ加ヘ誠意改悛ヲ誓ハシム
- 一 謹慎 指定ノ室ニ静居セシメ一般患者トノ交通通信ヲ禁ズ
- 一 減食 主食並ニ副食物ヲ減給ス
- 一 監禁 独房ニ監禁拘束ス

第三条 懲戒又ハ検束ハ違反者ノ性状ニ応ジ、宣告ノ上執行ス

第四条 大祭、祝日、療養所祝祭日及違反者ノ父母祭日ハ特ニ懲戒又ハ検束ノ執行ヲ免除スルコトヲ得。父母ノ訃ニ接シタルモノハ、其日ヨリ三十日以内其ノ執行ヲ免除スルコトヲ得

第五条 懲戒又ハ検束ノ執行中特ニ改悛ノ状著シキ者ハ、其執行ヲ免除スルコトヲ得

第六条 数人共同シテ違反行為ヲナシタルトキハ其行為ニ就キ同一ノ責任ニ任ズ。人ヲ教唆シテ違反行為ヲナサシメタル者ハ実行者ニ同ジ。人ノ違反行為ヲ幫助シタルモノハ主導者ニ比シ軽減ス

第七条 同時ニ数個ノ違反行為ヲナシタル者ハ重キニ依リ処分ス

第八条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ譴責又ハ三十日以内ノ謹慎ニ処ス

- 一 構内ノ樹木ヲ毀損シタル者
- 二 家屋其他ノ建造物ハ備付品ヲ毀損又ハ汚濁シタル者
- 三 貸与ノ衣類其他ノ物品ヲ毀損又ハ隠匿シ、若ハ構外ヘ搬出シタル者
- 四 虚偽ノ風説ヲ流布シ人ヲ誑惑セシメタル者
- 五 喧嘩口論ヲナス等所内ノ秩序ヲ乱シタル者

第九条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三十日以内ノ謹慎又ハ七日以内ノ減食ニ処シ、若ハ之ヲ併科ス

- 一 猥ニ構外ニ出デ、又ハ所定ノ無毒地ニ立入リタル者
- 二 風紀ヲ乱シ又ハ猥褻ノ行為ヲナシタルモノ又ハ媒介シテ之ヲ為サシメタル者
- 三 職員ノ指揮命令ニ服従セザル者
- 四 金銭其他ノ物品ヲ以テ賭戲又は賭事ヲナシタル者
- 五 違反者ニ対スル懲戒又ハ検束ノ執行ヲ妨害シタル者

第十条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ七日以内ノ減食又ハ三十日以内ノ監禁ニ処シ、若ハ之ヲ併科ス

- 一 逃走シ又ハ逃走セントシタル者
- 二 職員又ハ其他ノ者ニ対シ暴行又ハ強迫ヲ加ヘ、若ハ加ヘントシタル者

三 他人ヲ煽動シテ所内ノ安寧秩序ヲ害シ、又ハ害セントシタル者

第十一条 前条各号ノ一ニ該当シ必要アリト認ムルトキハ管理者ノ認可ヲ經テ三十日以上ニヵ月以下ノ監禁ニ処ス

第十二条 被救護者逃走シタルトキハ其懲戒又ハ検束ハ欠席ノ儘宣告スルコトヲ得。前項ノ場合ニ於テ懲戒又ハ検束ノ執行ハ収容後之ヲ行フ。但シ宣告後一年ヲ經タルトキハ之ヲ免除ス。前項但書ノ期間内ニ他ノ療養所ニ収容セラレタルトキハ其執行ヲ委任スルコトヲ得。前三項ノ規定ハ逃走シタル者ノ他ノ違反行為ニシテ未ダ懲戒又ハ検束ノ執行ヲ終ハラザルモノニ付キ之ヲ準用ス

5. 国立癲療養所患者懲戒検束規定（昭和六年一月三十日認可）

第一条 国立癲療養所ノ入所患者ニ対スル懲戒又ハ検束ハ左ノ各号ニ依ル

- 一 譴責 叱責ヲ加ヘ誠意改悛ヲ誓ハシム
 - 二 謹慎 三十日以内指定ノ室ニ静居セシメ一般患者トノ交通ヲ禁ズ
 - 三 減食 七日以内主食及副食物ニ付常食量二分ノ一迄ヲ減給ス
 - 四 監禁 三十日以内監禁室ニ拘置ス
 - 五 謹慎及減食 第二号及第三号ヲ併科ス
 - 六 監禁及減食 第四号及第三号ヲ併科ス
- 監禁ハ前項第四号ノ規定ニ拘ラズ特ニ必要ト認ムルトキハ其ノ期間ヲ二箇月迄延長スルコトヲ得

第二条 入所患者左ノ各号ノ一ニ該当スル行為ヲ為シタルトキハ譴責又ハ謹慎ニ処ス

- 一 所内ニ植栽セル草木ヲ傷害シタルトキ
- 二 家屋其ノ他建物又ハ備品ヲ毀損シ若ハ汚濁シタルトキ
- 三 貸与ノ衣類其ノ他ノ物品ヲ毀損若ハ隠匿シ又ハ所外ヘ搬出シタルトキ
- 四 人ヲ誑惑セシムベキ流言浮説又ハ虚報ヲ為シタルトキ
- 五 喧嘩口論ヲ為シタルトキ
- 六 其ノ他所内ノ静謐ヲ紊シタルトキ

第三条 入所患者左ノ各号ノ一ヲ為シタルトキハ謹慎若ハ減食ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

- 一 濫リニ所外ニ出デ又ハ所定ノ地域ニ立入りタルトキ
- 二 風紀ヲ紊シ又ハ猥褻ノ行為ヲ為シ若ハ媒合シテ之ヲ為サシメタルトキ
- 三 職員ノ指揮命令ニ服従セザルトキ
- 四 金錢又ハ物品ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ為シタルトキ
- 五 懲戒又ハ検束ノ執行ヲ妨害シタルトキ

第四条 入所患者左ノ各号ノ一ニ該当スル行為ヲ為シタルトキハ減食若ハ監禁ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

- 一 逃走シ又ハ逃走セムトシタルトキ
- 二 職員其ノ他ノ者ニ対シ暴行若ハ脅迫ヲ加ヘ又ハ加ヘムトシタルトキ
- 三 其ノ他所内ノ安寧秩序ヲ害シ又ハ害セムトシタルトキ

第五条 一個ノ行為ニシテ前三条中ニ以上ノ規定ニ該当スルトキハ情状ニ依リ其ノ何レカーノ規定ニ依ル処分ヲ為スコトヲ得

第六条 懲戒又ハ検束ニ処セラレタル者其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル後再ビ第二条又ハ第三条ノ規定ニ該当スル行為ヲ為シタルトキハ第二条又ハ第三条ノ規定ニ拘ラズ第四条ノ規定ニ依ル処分ヲ為スコトヲ得

第七条 二人以上共同シテ第二条第三条又ハ第四条ノ規定ニ該当スル行為ヲ為シタル者ハ其ノ行為ニ付同一ノ責ニ任ズ

人ヲ教唆シテ第二条第三条又ハ第四条ノ規定ニ該当スル行為ヲ為サシメタル者ハ実行者ニ準ズ教唆者ヲ教唆シタル者亦同ジ

第二条第三条又ハ第四条ノ規定ニ該当スル行為ノ実行者ノ行為ヲ幫助シタル者及之ニ対シ教唆ヲ為シタル者ハ実行者ニ準ズ但シ其ノ処分ハ之ヲ減輕ス

第八条 第二条第三条又ハ第四条ノ規定ニ拘ラズ行為ノ情状憫諒スベキモノハ酌量シテ懲戒又ハ検束ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第九条 懲戒又ハ検束ハ宣告ノ上執行ス

第二条第三条又ハ第四条ノ規定ニ該当スル行為ヲ為シタル者逃走シタルトキハ其ノ懲戒又ハ検束ハ欠席ノ儘宣告シ其ノ執行ハ収容後之ヲ行フ但シ他ノ療養所ニ収容セラレタルトキハ之ヲ当該療養所ノ長ニ委託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ宣告ヨリ一年ヲ経タルトキハ其ノ執行ヲ免除ス懲戒又ハ検束ノ執行中逃走シタル者ニ対シテハ前二項ノ規定ヲ準用ス

第十条 懲戒又ハ検束ニ処セラレタル者改悛ノ情著シキトキハ其ノ懲戒又ハ検束ノ執行ヲ免除スルコトヲ得

第十一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ懲戒又ハ検束ノ執行ヲ免除又ハ停止スルコトヲ得

一 大祭祝日、一月一日、一月二日、十二月三十一日又療養所ノ祝祭日並懲戒又ハ検束ニ処セラレタル者ノ父母ノ祭日

二 懲戒又ハ検束ニ処セラレタル者其ノ父母ノ訃ニ接シタルトキ

三 懲戒又ハ検束ニ処セラレタル者療養上必要アリト認めタルトキ

前項第二号ノ場合ニ於テハ其ノ停止期間ハ之ヲ三日マデ延長スルコトヲ得

6．らい予防法の廃止に関する法律（平成八年三月三十一日法律第二十八号）

（らい予防法の廃止）

第一条　らい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）は、廃止する。

（国立ハンセン病療養所における療養）

第二条　国は、国立ハンセン病療養所（前条の規定による廃止前のらい予防法（以下「旧法」という。）第十一条の規定により国が設置したらい療養所をいう。以下同じ。）において、この法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所している者であって、引き続き入所するもの（第四条において「入所者」という。）に対して、必要な療養を行うものとする。

（国立ハンセン病療養所への再入所）

第三条　国立ハンセン病療養所の長は、この法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所していた者であってこの法律の施行後に国立ハンセン病療養所を退所したもの又はこの法律の施行前に国立ハンセン病療養所に入所していた者であってこの法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所していないものが、必要な療養を受けるため、国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。

2　国は、前項の規定により入所した者（次条において「再入所者」という。）に対して、必要な療養を行うものとする。

（福利増進）

第四条　国は、入所者及び再入所者（以下「入所者等」という。）の教養を高め、その福利を増進するように努めるものとする。

（社会復帰の支援）

第五条　国は、入所者等に対して、その社会復帰に資するために必要な知識及び技能を与えるための措置を講ずることができる。

（親族の援護）

第六条　都道府県知事は、入所者等の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のうち、当該入所者等が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地）を有する

ものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。ただし、これらの者が他の法律（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）を除く。）に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

- 2 援護は、金銭を給付することによって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援護の目的を達するために必要があるときは、現物を給付することによって行うことができる。
- 3 援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。
- 4 援護の種類、範囲、程度その他援護に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県の支弁）

第七条 都道府県は、前条の規定による援護に要する費用を支弁しなければならない。

（費用の徴収）

第八条 都道府県知事は、第六条の規定による援護を行った場合において、その援護を受けた者に対して、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定により扶養の義務を履行しなければならない者（入所者等を除く。）があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 生活保護法第七十七条第二項 及び第三項 の規定は、前項の場合に準用する。

（国庫の負担）

第九条 国庫は、政令で定めるところにより、第七条の規定により都道府県が支弁する費用の全部を負担する。

（公課及び差押えの禁止）

第十条 第六条の規定による援護として金品の支給を受けた者は、当該金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

- 2 第六条の規定による援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないにもかかわらず、差し押さえることができない。

(事務の区分)

第十一条 第六条第一項及び第八条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の前に行われ、又は行われるべきであった旧法第二十一条の規定による援護については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の前に行われ、又は行われるべきであった旧法第二十三条各号に掲げる措置に要する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法第二十六条の規定は、なおその効力を有する。

<年表> ハンセン病に関する国と府の動き等

年代	国の動き	府の動き	その他
1873年(明治 6年)			ノルウエーのハンセン、らい菌を発見 第1回国際癩会議開催
97年(明治30年)			
05年(明治38年)			「癩予防相談会」実施
07年(明治40年)	癩予防二関スル件公布		
09年(明治42年)	" 施行 連合府県立療養所設立(5区域)	外島保養院設立(収容定員:300床) 外島保養院に慰籍会発足 外島保養院増築(収容定員:400床)	全生病院:断種を前提に結婚承認
15年(大正 4年)			
16年(大正 5年)	癩予防法細則改正:療養所長に懲戒検束権を付与、監禁室が設置される 患者心得が施設毎に制定される		
18年(大正 7年)			全生病院で院内通用券の発行、使用始まる
20年(大正 9年)	内務省保健衛生調査会が「根本的癩予防策要項」を決議(1万床計画)		
26年(大正15年)		外島保養院拡張、移転の予定地住民反対運動 移転断念	
28年(昭和 3年)			日本癩学会創設、東京で第1回目の日本癩学会開催 無癩県運動始まる 大阪帝国大学皮膚科に大阪皮膚科研究所設置
29年(昭和 4年)	「癩予防法」改正		
30年(昭和 5年)	国立療養所長島愛生園開設 内務省衛生局「癩の根絶策」発表		
31年(昭和 6年)	癩予防法公布(全患者が隔離対象) 国立療養所患者懲戒検束規定公布	外島保養院現地拡張発表、隣接地4万坪買収	らい癩予防週間が発足 大島青松園に患者自治会発足 (財)癩予防協会設立 長島愛生園と大島青松園に未感染児童保育所開設
32年(昭和 7年)	第1回療養所協議会開催		
33年(昭和 8年)		外島事件起こる	
34年(昭和 9年)		室戸台風のため外島保養院壊滅	

年代	国の動き	府の動き	その他
35年(昭和10年)		外島保養院の復旧地を長島に決定	
36年(昭和11年)	内務省、らい根絶のために1万床、3年計画発表		長島事件起こる 鳥取県らい予防協会設立 「無らい県運動」開始
37年(昭和12年)		府に専従担当者設置	京大皮膚科に病室のある研究室設立
38年(昭和13年)	厚生省設置 栗生楽泉園に重監房竣工	外島保養院が邑久光明園として再建され、委託患者帰園	
40年(昭和15年)		一次救護所(柴島健康相談所)建設	本妙寺らい部落が熊本県警によって解散させられる
41年(昭和16年)	公立6療養所が国立に移管		湯之沢部落解散 日本癩学会で小笠原氏(京都大学医学部)の学説が糾弾される アメリカでプロミンの効果発表
43年(昭和18年)	全国らい療養所長会議で、大東亜らい絶滅に関する意見書を陸軍・海軍・大東亜・厚生各大臣に提出 沖縄・宮古島で軍による在宅患者の強制収容が行われる		
46年(昭和21年)			邑久光明園に患者自治会再度発足 日本でプロミンの合成に成功
47年(昭和22年)	6・3・3制教育実施に伴い各療養所に中学校設置 衛生行政が、警察署から保健所へ移管される	邑久光明園入所者が最初の選挙権を行使	長島愛生園・沖縄愛生園に患者自治会発足
48年(昭和23年)	第21回日本らい学会でプロミンの効果が次々と発表される ハンセン病患者の断種・墮胎を認める優性保護法制定		駿河療養所に患者自治会発足
49年(昭和24年)	プロミン使用の予算化図られる 長島愛生園で所内通用金券廃止し、日本銀行券に切替		奄美和光園で患者自治会発足
50年(昭和25年)	奄美で軽快退所者7人が社会復帰 全国一斉患者調査実施		
51年(昭和26年)	参院厚生委員会で三園長の証言 貞明皇后記念救らい事業募金運動発足		全国らい患者協議会発足 山梨県でらい家族一家9人心中事件起こる

年代	国の動き	府の動き	その他
52年(昭和27年)	厚生省医務局長通知、療養所患者の「一時帰郷」が正式に認められる		(財)藤楓協会創立 WHO: プロミンの有効性を高く評価。国際らい学会で開放外来治療を提唱
53年(昭和28年)	新らい予防法施行 厚生次官「患者療養心得」通達 所内結婚に当たって強制的に行われていた優性手術が廃止される	各園で浪花会発足 各園に送致者名簿を依頼「入所者50人計画」	菊池恵楓園内龍田寮児童の黒髪小学校通学拒否事件起こる らい予防法改正促進特別委員会発足 らい予防法改正を求める国会陳情
55年(昭和30年) 56年(昭和31年)	国立らい研究所設立		ローマ会議開催。ハンセン病への偏見除去、差別法の廃止などを決議
57年(昭和32年)	厚生省は菌陰性者の退所基準を作成、翌年指示		多磨全生園内に「社会復帰希望の会」が発足
58年(昭和33年)	国が予算を藤楓協会に委託して退所者の生業資金、退所支度金、世帯厚生資金として貸与する制度を施行		
60年(昭和35年)	国民年金がはじめて支給される	この頃から一般車両での送致となる	WHO: 隔離の否定を勧告。外来治療を提唱
62年(昭和37年)	厚生省がらい療養所軽快退所者等在宅療養指導要領を各府県に通達		
63年(昭和38年)		府の公用車での送致となる	厚生大臣に「らい予防法改正要請書」提出 鳥取県で里帰り事業実施
64年(昭和39年)	軽快退所者への就労助成金の予算計上		
68年(昭和43年)	超党派による「ハンセン病対策議員懇談会」が発足		
69年(昭和44年)			藤楓協会の企画で各界有識者による「らい調査会」発足
70年(昭和45年)	らい調査会答申「年金と外来診療について」が出される		
76年(昭和51年)			台風17号により愛生、光明両園が壊滅的被害を受ける
80年(昭和55年)			長島架橋実現に向けて国会請願を行う
82年(昭和57年) 88年(昭和63年) 89年(平成元年)	らい予防法「外出制限による罪」が大赦の対象となり、全患協が抗議し取り消しとなる	患者送致最終記録	「邑久・長島大橋」開通式
91年(平成3年)		柴島健康相談所廃止	全患協が厚生大臣に「らい予防法改正要請書」を提出

年代	国の動き	府の動き	その他
93年(平成 5年)	高松宮記念ハンセン病資料館完成		
94年(平成 6年)	所長連盟がらい予防法廃止を求める統一見解をまとめる		
95年(平成 7年)	日本らい学会の総会で、過去の誤りの自己批判と予防法廃止を求める統一見解をまとめる 「ハンセン病予防事業対策調査検討委員会」が抜本的見直しを求める「中間報告」	在宅ハンセン病患者定期健診終了	
96年(平成 8年)	菅厚生大臣が謝罪 「らい予防法廃止法案」可決		日本弁護士連合会、予防法問題で声明
97年(平成 9年)		外島記念碑建立	
98年(平成10年)	元患者13人が熊本地裁に第一次提訴		
2001年(平成13年)	ハンセン病国賠訴訟判決 「補償金の支給に関する法律」 「退所者給与金制度」の創設	太田知事、岡山 2 園訪問し入所者に謝罪	
02年(平成14年)		原告団・弁護団より要請書 府営住宅優先入居制度創設	

- ・『創立八十周年記念誌』（国立療養所邑久光明園）
 - ・『ハンセン病文学全集』（皓星社）
 - ・国立感染症研究所ハンセン病研究センター夏期大学講座での配布年表
 - ・『風雪の紋 栗生楽泉園患者 50 年史』（栗生楽泉園患者自治会編）
- などを参考に作成しました。

< 参考 > ハンセン病問題について学ぶために（ハンセン病関連の各種文献）

（発行年順、同一編著者のものを除く）

1. 国賠訴訟について

本のタイトル	著者・編者	出版社	出版年
訴状「らい予防法人権侵害謝罪・国家賠償請求訴訟」 - このままでは死んでも死にきれない思いが、ついに私たちをこの訴訟に踏み切らせたのです -	らい予防法人権侵害謝罪・国家賠償請求訴訟原告団	皓星社	1999年
「証人調書」大谷藤郎証言（皓星社ブックレット9） - 国や私どもが長年にわたって患者さん方を追い込んだ責任を私は感じる次第です -	ハンセン病国家賠償訴訟弁護団編	皓星社	2000年
「証人調書」和泉真蔵証言（皓星社ブックレット10） - 公正な審判を下す最後の機会に -	ハンセン病国家賠償訴訟弁護団編	皓星社	2001年
「証人調書」犀川一夫証言（皓星社ブックレット12） - 遅くとも40年前には「らい予防法」は廃止されるべきであった -	ハンセン病国家賠償訴訟弁護団編	皓星社	2001年
「証人調書」成田稔証言（皓星社ブックレット14） - 患者にかわって闘うべきであった -	ハンセン病国家賠償訴訟弁護団編	皓星社	2001年
「判例時報」1748 判例特報「ハンセン病訴訟熊本地裁判決」	-	判例時報社	2001年
「法学セミナー」2001年8月号 緊急特報 裁かれた「絶対隔離政策」 - ハンセン病訴訟確定	-	日本評論社	2001年
「ハンセン病国賠訴訟判決」	解放出版社	解放出版社	2001年

2. 全療協、療養所自治会編の資料

本のタイトル	著者・編者	出版社	出版年
「自治会五十年史」	菊池恵楓園患者自治会編	自費出版	1976年
「全患協運動史」 - ハンセン病患者のたたかひの記録	全国ハンセン氏病患者協議会編	一光社	1977年
「俱会一処」 - 患者が綴る全生園の七十年」	多磨全生園患者自治会編	一光社	1979年

「閉ざされた島の昭和史 - 国立療養所大島青松園入園者 自治会五十年史」	大島青松園入園者自治会編	自費出版	1981年
「隔絶の里程 - 長島愛生園入園者五十年史」	長島愛生園入園者自治会編	日本文教出版	1982年
「風雪の紋 - 栗生楽泉園患者50年史」	栗生楽泉園患者自治会編	自費出版	1982年
「名もなき星たちよ - 星塚敬愛園五十年史」	星塚敬愛園入園者自治会編	自費出版	1987年
「忘れられた地の群像」	東北新生園入園者自治会編	自費出版	1989年
「風と海のなか - 邑久光明園入園者八十年の歩み」	邑久光明園入園者自治会編	日本文教出版	1989年
「命ひたすら - 療養五〇年史」	国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会編	自費出版	1989年
国立療養所奄美和光園「光仰ぐ日あるべし - 南島のハンセン病療養所の五〇年」	国立療養所奄美和光園	柏書房	1993年

3. 全般的な資料

本のタイトル	著者・編者	出版社	出版年
「回春病室 救ライ五十年の記録」	光田健輔	朝日新聞社	1950年
「愛生園日記 ライとたたかった六十年の記録」	光田健輔	毎日新聞社	1958年
「光田健輔と日本のらい予防事業」 - らい予防法五十周年記念 -	藤楓協会編	財団法人 藤楓協会	1958年
「差別者のボクに捧げる！」 - ライ患者たちの苦闘の記録 -	三宅一志	晩聲社	1978年
「隔離 らいを病んだ故郷の人たち」	徳永 進	ゆみる出版	1982年
「解放教育 174」 特集 転換期に直面するらい園の内 外	全国解放教育研究会編	明治図書	1983年
「病み棄て 思想としての隔離」	島田 等	ゆみる出版	1985年
「わすれられた命の詩 - ハンセン病を生きて」	筈 雄二	ポプラ社	1987年
森田竹次「全患協斗争史」	森田竹次遺稿集刊行委員会	森田竹次遺 稿集刊行委 員会	1987年
「句集父子獨楽」	中山秋夫	自費出版	1989年

「続「らい予防法」を問う」	「らい」園の医療と人権を考える会	自費出版	1991年
「日本ファシズムと医療 - ハンセン病をめぐる実証的研究」	藤野 豊	岩波書店	1993年
「現代のスティグマ - ハンセン病・精神病・エイズ・難病の艱難」	大谷藤郎	勁草書房	1993年
「「らい予防法」と患者の人権」	島 比呂志	社会評論社	1993年
「生まれたのは何のために - ハンセン病者の手記」	松木 信	教文館	1993年
「癩者の生 - 文明開化の条件としての」	澤野雅樹	青弓社	1994年
「「らい予防法」を問う」	「らい」園の医療と人権を考える会	明石書店	1995年
「らい予防法廃止の歴史 - 愛は打ち克ち 城壁崩れ陥ちぬ」	大谷藤郎	勁草書房	1996年
「ハンセン病とキリスト教」	荒井英子	岩波書店	1996年
「無菌地帯」 - らい予防法の真実とは -	大竹 章	草土文化	1996年
「歴史のなかの「癩者」」	小林茂文・鈴木則子・後藤悦子・藤野豊	ゆみる出版	1996年
「日本らい史」増補	山本俊一	東京大学出版会	1997年
「「隔離」という病い - 近代日本の医療空間」 (講談社選書メチエ109)	武田 徹	講談社	1997年
「ヒイラギの檻 - 20世紀を狂奔した国家と市民の墓標」	瓜谷修治	三五館	1998年
「疫病の時代」	酒井シヅ編	大修館書店	1999年
「鎮魂の花火」	中山秋夫	自費出版	1999年
「「いのち」の近代史 「民族浄化」の名のもとに迫害されたハンセン病患者」	藤野 豊	かもがわ出版	2001年
「生きて、ふたたび 隔離55年 - ハンセン病者半生の軌跡」	国本 衛	毎日新聞社	2001年
「朝鮮ハンセン病史 日本植民地下の小鹿島」	滝尾英二	未来社	2001年
「初期文芸名作選 ハンセン病に咲いた花」 (戦前編・戦後編)	盾木 汎編	皓星社	2002年

大阪府保存資料リスト

番号	資料名	年代	内容、その他
1. 個人票等			
1	発病状況申立書等	昭和 63	某氏発病状況及び軍人恩給に係る書類
2	個人に関する書類		某氏の履歴、府知事の厚生大臣宛の依頼書、住民の府知事への要望書、某家にいる頃の住民要望書、その他封筒 2 冊など
3	投薬レセプト綴	昭和 49 ~ 60	与薬送付名簿、処方箋（阪大）
4	らい容疑者の検診について	昭和 56 ~ 58	在宅らい患者検診票
5	特別ケース綴		各個人やりとりの経過等
6	患者の療養所入所に関する文書	平成 7 ~ 9	在宅患者の相談や入所経過の記録票、3 名の相談録
7	（一般）相談録綴	平成 9 ~ 10	近隣からの一般相談（苦情）、相談録等
8	各個人のケース記録（6 冊）		各相談記録、知人（妻、息子）の搜索依頼、某氏の冊子「亡き妻に捧げる」等
9	阪大病院移転についての書類、個人に関する書類等		阪大病院への別館の移管について・大学の受け入れ態勢の整備、平成 3 年 6 月 27 日「朝日夕刊」の記事（差別偏見が残る）、柴島健康相談所の件（管理者が辞意の申し出とその後の相談所の在り方について）、某氏について対応の経過と今後の方針 - 保健予防課
10	在宅患者名簿	昭和 54 ~ 平成 9	在宅患者名簿（受診状況、症状・状態、病型、平成 9 年 3 月末現在 49 名分）
11	在宅患者検診	昭和 55 ~ 60	ハンセン病在宅患者検診一覧表（年度毎）等（患者・家族の氏名、住所、服用薬、検診結果）
12	患者指導票		らい患者指導票（非入所の理由、患者住所の詳細な略図、訪問指導の実態）、在宅らい患者検診票
13	らい患者指導票（個人票含む）	昭和 38 ~ 39	らい患者指導票、届出患者個人票 入所・死亡・治癒者分
14	らい患者指導票（御届含む）	昭和 40	届出票（大阪府知事に対する大阪大学医学部附属病院医員作成）、らい患者指導票
15	在宅らい患者検診票、らい患者指導票等	昭和 34 ~ 40	在宅らい患者検診票（個人票含む）（一斉検診の案内状、府担当者入所勧奨の状況、本人の対応、入所経過）
16	在宅らい患者検診票、らい患者指導票等	昭和 40 ~ 50	在宅らい患者検診票（個人票含む）（一斉検診の案内状、府担当者入所勧奨の状況、本人の対応、入所経過）（昭和 28 から昭和 42、在宅・治癒・死亡患者名簿）
17	在宅らい患者検診票、らい患者指導票等	昭和 50 ~ 54	在宅らい患者検診票（個人票含む）
18	らい患者家族検診票綴、在宅らい患者検診票	昭和 31 ~ 32	在宅らい患者検診票、らい患者・家族検診票
19	在宅らい患者検診票（五十音別、H7 大学別検診）	平成 7	在宅らい患者検診票（五十音順、阪大分、京大分）（医師作成の症状、身体図）

番号	資料名	年代	内容、その他
20	指導票		らい患者指導票（非入所の理由、患者住所の詳細な略図、訪問指導の実態）
21	自宅治療患者名簿等	昭和 10～30 頃	NO. 1～518
22	送致患者個人票	昭和 12～13	送致票 12 枚（写真つき）
23	届出患者個人票		
2. 通報関係			
24	通報及び相談事項	昭和 55～60	相談記録（本人、国等）、メモ
			本人、保健所職員、療養所職員等からの相談 家族のこと、年金のこと等
			電話による府民からの通報記録
25	情報綴	昭和 29、34、37、38、40、42、54、55	通報、投書一覧等（らい患者やらい患者と疑われる者の情報、その調査結果など）
			保健所、市町村、警察等 府民からの通報等の報告 ・昭和 29 25 件（保健所 10 件、府民 9 件、警察 5 件、その他 1 件） ・昭和 30 12 件（保健所 7 件、警察 1 件、市町村 3 件、その他 1 件） ・昭和 31 22 件（保健所 10 件、府民 2 件、警察 4 件、市町村 1 件、その他 5 件） ・昭和 32 11 件（保健所 6 件、警察 1 件、市町村 2 件、その他 1 件） ・昭和 33 11 件（保健所 9 件、府民 1 件、警察 1 件） ・昭和 34 14 件（保健所 10 件、府民 2 件、その他 2 件） ・昭和 37 7 件（保健所 3 件、府民 1 件、その他 3 件） ・昭和 38 9 件（保健所 6 件、その他 3 件） ・昭和 40 4 件（保健所 2 件、府民 1 件、その他 1 件） ・昭和 42 2 件（その他 2 件） ・昭和 54 1 件（その他 1 件） ・昭和 55 1 件（保健所 1 件）
			府民からの通報（はがき、手紙）
3. 事務的な書類			
26	患者住所調査綴	昭和 57	在宅患者の住所地の調査依頼書（府 市）
27	家族、結婚に関する綴	昭和 54	らい患者家族結婚斡旋要綱（昭和 54 年 11 月 1 日光明園）、結婚のための履歴書、釣書、手紙、経過報告書等
28	らい患者発見届出綴	昭和 29～35	らい患者発見届出・診断書（病院 府） 昭和 29 30 件、昭和 30 38 件、昭和 31 43 件、昭和 32 37 件、昭和 33 33 件、昭和 34 26 件、昭和 35 23 件 患者除籍（退園等）について（療養所 府）

番号	資料名	年代	内容、その他
29	ハンセン病患者発見届出綴	昭和 36～	らい患者発見届出・診断書（病院 府）、患者通院通告について（園 大阪府衛生課長）、患者異動状況について（園 大阪府）、らい患者発生の通報（保健所長 大阪府）、患者の転住について（高知県知事 大阪府知事）、らい患者捜査方に関する件報告（警察署長 衛生部予防課長）、らい患者視察について（警察署長からの報告）、らい患者死亡に関する件（警察署長 知事） 昭和 36 35 件、昭和 37 20 件、昭和 38 21 件、昭和 39 21 件、昭和 40 20 件、昭和 41 16 件、昭和 42 29 件、昭和 43 20 件、昭和 44 9 件、昭和 45 9 件、昭和 46 15 件、昭和 47 10 件、昭和 48 9 件、昭和 49 8 件、昭和 50 7 件、昭和 51 6 件、昭和 52 3 件、昭和 53 9 件、昭和 54 5 件、昭和 55 4 件
			患者調査報告（警察 府）【府が警察に所在確認等を依頼し、警察が調査した回答】
		昭和 18、19	逃走患者等調（療養所 府） ・長島 22 名（逃走）、11 名（一時帰省） ・邑久 11 名（逃走）、16 名（一時帰省）
30	患者票		患者台帳 ・医師の届出に基づき、家庭訪問等を行い作成（病状、家族構成、訪問経緯、送致先等）
31	患者票		患者票 ・医師の届出に基づき、家庭訪問等を行い作成（病状、家族構成、訪問経緯、送致先等）
32	らい患者名簿等	昭和 11～19	らい患者名簿（大阪府警作成、警察署へ） ・医師の届出はあったが所在不明のリスト
		昭和 51	浪速会名簿、慰問金受領の委任状
33	らい患者死亡届綴等	昭和 22	らい患者死亡届綴 ・死亡届（療養所 府、警察 府、民間医療機関 府）
		大正 12～昭和 18	一時救護らい患者名簿
34	世帯更生資金関係綴等	昭和 40	世帯更生資金関係綴（貸付簿、制度要綱や関係書類の雛形など） ・就労助成金制度について（国 府）
		昭和 30	・世帯更生資金について（国 府）
		昭和 41	参考綴 ・未収容らい患者年末現在調書（昭和 41）、外人登録証明、退園患者について（療養所 府）
		昭和 35～44	軽快退所患者更生資金貸付簿

番号	資料名	年代	内容、その他
35	軽退治癒消除者一覧表	昭和 26 ~ 57 昭和 29 ~ 60 昭和 29 ~ 60 昭和 54 ~ 61	各名簿（昭和 6 1 時点でのまとめ） ・軽快退所者名簿 ・在宅治癒名簿 ・死亡、転出（昭和 5 4 迄）名簿 ・昭和 5 4 以降の他府県への転出名簿
36	ハンセン病患者削除名簿	昭和 26 ~ 51	各名簿（昭和 5 1 時点でのまとめ） ・軽快退所者名簿 ・在宅治癒名簿 ・死亡、転出名簿 ・他府県への転出名簿
		昭和 32 ~ 57	退園（軽快退所）報告について（療養所 府）
37	ハンセン病患者収容名簿	昭和 28 ~ 55	上記、年次別患者名簿のコピー（氏名、性別、療養所等）
		昭和 37 ~ 54	入所（退園等）報告について（療養所 府）
		昭和 28	上記、送致らい患者調査回答（療養所 府）【昭和 2 8 府から各療養所へ依頼】 ・上記、各療養所の過去に送致した患者名簿
38	ハンセン病患者収容名簿	昭和 28 ~ 55	上記、年次別患者名簿のコピー（氏名、性別、療養所等）
		昭和 28	上記、送致らい患者調査回答のコピー（療養所 府）【昭和 2 8 府から各療養所へ依頼】 ・上記、各療養所の過去に送致した患者名簿のコピー
39	ハンセン病患者退所（死亡）届	昭和 36 ~ 平成 14	死亡報告（療養所 府）
40	ハンセン病患者入所・退所（転院）届	昭和 40 ~ 平成 9	入所（退所等）報告（療養所 府）
		昭和 51	大阪府出身者名簿（療養所 府）【昭和 5 1 府から各療養所へ依頼】
		昭和 44	入所患者の調査回答（療養所 府）【昭和 4 4 府から各療養所へ依頼】 ・各療養所における昭和 44 年 3 月末の入所者名簿
41	住所確認調査等	昭和 59 ~ 平成 12	現住所照会（府 市町村） ・各照会文書の起案 ・住民票
		平成 4	在宅患者名簿（阪大、京大の大学別）
42	患者の療養所入所に関する文書	平成 7 ~ 9	（再）入所依頼（府 邑久）2 件

番号	資料名	年代	内容、その他
43	ハンセン病新患者発見届	平成 3	在宅患者の住所変更について ・府内へ転入した患者の通知（滋賀県 府）
		昭和 61～ 平成 1	昭和 61・62 年、平成元年中に発見されたハンセン病患者について（国からの通知文あり）
		昭和 63	ハンセン病予防事務担当者及び指定医の把握等について（国からの通知文あり）
		昭和 55～ 58	ハンセン病新発見届出及び容疑者届出（府でまとめたもの）
		昭和 36～ 54	新規患者一覧のコピー（府でまとめたもの、一時外出で発見された者や軽快退所者で再発した者も含まれる）
44	現住所調査依頼文	昭和 29	現住所調査について（府 市） 10 通
45	らい予防関係書類綴	昭和 25	療養所視察通知（府 療養所）電報を使用（昭和 25 年度は 11 回打電で合計 41 名分依頼、昭和 26 年度は 4 回打電で 11 名分）、患者護送についての各園宛通知（患者氏名・住所・本籍等記載し、電報等で通知している）
			らい患者送致（護送）の件について起案 ・送致先所長への依頼 ・大阪鉄道局長への送致にかかる依頼
			食糧課長あて依頼文の起案 ・外食券発行の依頼
			渉外課長あて依頼文の起案 ・患者の本国への療養所への収容についての依頼
			らい患者収容についての回答（療養所 府） ・府から収容について依頼し、それに対する回答（「朝鮮人は収容しないが、邦人は送致してください」旨）
			患者一時帰省について起案（療養所 府） ・患者について「家事整理」の理由で一時帰省を願出しているが、許可して差支えないかの照会
			らい療養所に雑誌寄贈の件について起案
			らい療養所患者に対し「ヘルス大阪」寄贈について起案
			入所らい患者の慰問について（照会）（和歌山県 府）
			らい予防事業計画について（府 国）【国からの通知文あり】 「昭和 25 年度らい予防事業計画送付について」と題する厚生省公衆衛生局長宛大阪府の文書（昭和 25.6.15 付） ・療養所主催の講習会に職員等を受講させる ・保健所医師、警察医師、市町村医師を対象とした講習会の開催 ・らい予防知識の普及（ラジオ、ポスター、パンフレット等活用） ・患者、容疑者名簿の作成（医師からの届出、府民からの投書等） ・一斉検診 ・患者収容 ・救らい協会の活動促進

番号	資料名	年代	内容、その他
			昭和25年度らい予防事業について(国からの通知文) ・らい予防事業要領
			らい予防講習会に係官派遣について起案(府 市)
			らい予防事業についての講習会及び協議会開催について(療養所 府)
			らい予防日の実施について(国からの通知文) ・らい予防日実施要領昭和25
			らい一斉調査につき協力依頼起案 ・国家警察大阪管区本部長、大阪市警視総監代理あて依頼 ・市町村長、保健所長あて依頼
			児童福祉法による養護施設設置について(白鳥寮)の経緯
			刑期満了者の収容について(一件書類) ・各療養所、都道府県等に照会
			逃走手配のらい患者について依頼(群馬県 各都道府県) ・群馬県衛生部長より各府県宛 患者逃走手配方(氏名・服装・所持品の記載あり)依頼 について愛生園入院が判明した旨の通知(昭和25.6.19付)
			らい患者入所報告について(国 府)
			療養所見学団について起案
46	らい予防関係書類綴	昭和25	らい予防法施行細則等について(府議事課長からの依頼)
			患者収容補助金に関する件お願い(長島、邑久、青松 府)
			共同募金配分方嘆願について(長島 府)
			共同募金配分方嘆願について等(駿河 府)
			祝辞提出について起案(長島20周年記念)
			一時救護中の浮浪らい患者逃走手配について(京都 都道府県)
			後援名義使用について起案(大学演劇部に対して)
			犯罪らい患者に対する上申について起案 ・犯罪らい患者を取り締まる法律の立案願い ・犯罪及び浮浪らい患者覚書(18名分) ・読売記事?密入国に地下組織二つ 衆院考査委調査に乗出す。
			らい予防週間について ・らい予防週間実施について(保健所あて) ・アナウンス原稿依頼文(大阪府興行協会支部長、興行場主あて)
			外島保養院殉難者追悼文
			らい患者在監問合せについて回答(加古川刑務所からの回答)

番号	資料名	年代	内容、その他
47	昭和28年参考文書綴	昭和17	患者発生に関する件(吹田警察 大阪府警察部長)
		昭和18	患者発生に関する件(吹田警察 大阪府警察部長)
		昭和22	患者の積極的送致の依頼(長島愛生園 府)
		昭和24	慰問金等のお礼状(邑久 府)
		昭和24	療養所への書物等寄贈について課内回覧 (府担当者作成、邑久光明園浪花会からの手紙添付)
		昭和24	犯罪及び浮浪患者覚書
		昭和24	昭和24年度らい予防費予算編成書
		昭和24	昭和15年5月より24年5月末日までの調査概数 ・患者護送755名、入院指導52名の計807名 その他家庭訪問数等記載の担当者メモ
		昭和25	患者行方不明捜索依頼(広島県 都道府県)
		昭和25	朝鮮人らい患者についての調査依頼 ・密入国患者送致費について(国からの通知文)
		昭和26	光明神社再建築費寄附金申出について起案
		昭和26	患者についての調査依頼起案(大淀警察署長あて)
		昭和27	アナウンス原稿依頼文(大阪府興行協会支部長、興行場主あて)
		昭和27	らい予防週間実施について(保健所あて) ・らい予防週間実施要領
		昭和27	第3回救らい募金公演結果報告(関西学生救らい奉仕団 府担当者)
		昭和27	昭和26年度らい予防補助金決算報告について(厚生大臣あて、起案用控え?)
		昭和27	保健所別在宅患者及び新発見療養所送致数
		昭和27	救らいの日用広報資料送付について通知(国 府)
		昭和27	関西学生救らい奉仕団規約
		昭和27	「救らい事業に御参加下さい」(大阪救らい協会発行のちらし)
		昭和28	患者行方不明について照会起案下書き(栗生楽泉園あて)
		昭和28	昭和29年度光明園歳入歳出予算案
		昭和28	貞明皇后をしのぶの会開催要領(財団法人藤楓協会)
		昭和28	らい予防法第三条の権限委譲について(府担当者メモ)
		昭和28	らい予防法施行細則(改正点の担当者メモ)
		昭和27	救らい募金についてお願い(府担当課から大阪府職員一同あて) ・邑久光明園入園者から府知事あての光明神社再建趣意書写し添付
		昭和28	救らい募金についてお願い ・府担当課から各部長あて文書 ・府庁内募金簿
		不明	表彰受章についての謝辞原稿下書き(府担当者作成)
不明	府担当者の事務一覧メモ		

番号	資料名	年代	内容、その他
4. 国からの書類			
48	らい届出患者実態調査報告	昭和 39 ~ 43	らい届出患者実態調査報告（各都道府県衛生部局担当者作成、厚生省集計・解析、大阪府作成の個人調査票付） ・昭和 39 ~ 43 の新規患者の全数調査（年齢、性別、病状等）
49	らい在宅患者実態調査報告	昭和 45	らい在宅患者実態調査報告 ・昭和 43 の在宅患者の全数調査（年齢、性別等）【国からの報告書送付文あり】
50	らい統計資料	昭和 43	らい統計資料 ・昭和 39 年から 43 年 府出身者退所後の所在・動向データ ・未収容らい患者調査；入所拒否の理由等の記載有り昭和 40 ~ 42 の全国の患者数等（国主催？大阪大会）
51	らい患者指導票記入要領等	昭和 40	患者指導票について送付起案（厚生省あて） ・患者指導票記入要領（厚生省） ・らいの病状、病勢、および病型の分類とその記載要領について（らい研究協議会）
		不明	財団法人大阪皮膚病研究会寄付行為 大阪皮膚病研究会規約
		昭和 48	在宅患者の居住地調査起案（該当市長、区長あて）
		昭和 40	回復者施設建設反対問題協力依頼 （奈良市内の施設について、全患協事務局長から府衛生部長あて）
		昭和 40	琉球の患者（高等学校進学者）の本土受け入れに対する便宜供与方について依頼（国 府）
		昭和 50	長島愛生園慰安会の運営について（長島愛生園 府、協力依頼）
		昭和 46	里帰り事業参加者名簿送付（邑久光明園 府）
		昭和 34	邑久光明園 50 周年記念事業について一件書類（協力方、祝辞ほか起案）
5. 外島保養院			
52	外島保養院問題	昭和 8	逃走患者発見通知（大和田警察等 府警）等
6. その他			
53	講演会		邑久光明園長、長島愛生園自治会長の講演要旨
54	元患者の手記	昭和 60 ~ 平成 4	「ハンセン病療養所恐怖の記録」
55	ハンセン病関係書類		阪大移転について、
56	その他		図書、記念誌、ビデオ、写真等

報告書作成に当たっての参考とした資料

番号	資料名	年代	内容、その他
1	児童福祉法による養護施設設置について(白鳥寮)		児童福祉法による養護施設設置について(白鳥寮)の情報 ・設置要望書;療養所 府、 ・設置許可申請;楓蔭會理事長 府 ・財団法人楓蔭會寄付行為 ・財団法人楓蔭會歳入歳出豫算書;昭和25、26年度)
2	柴島健康相談所		柴島相談所についての情報 ・函面 ・昭和62年から平成2年までの利用者 ・柴島相談所の在り方について調査・検討;平成3年3月付)
3	ハンセン病シンポジウム	平成 2.11.3	ハンセン病シンポジウムパンフレット;基調報告(学生)他報告(牧野正直、三宅一志、曾我野一美、和泉真蔵)
4	らいの細胞性免疫	平成1.4.6	日本らい学会雑誌58巻2号別冊、類結核型らい患者とらい種型らい患者における免疫組織科学的考察
5	京都府におけるハンセン病在宅者の実態調査	昭和 50.10.12	レプラ44巻4号別冊、昭和48年1月から50年3月末まで京都府衛生部が主催で京都大学医学部皮膚病特別研究施設の協力で行われた調査結果
6	差し迫った医療危機と予防	昭和 54.7.7	予防法廃止のための提言と副題のついた和泉真蔵氏の講演録
7	21世紀の保健医療	不明	何かの40周年の大谷藤郎氏の特別記念講演録
8	らいの病状、病勢及び病型の分類とその記載要領について	不明	らい研究協議会によるらいの症状、病勢及び病型の統一化を図った記載要領
9	歴史年表	不明	明治5年から昭和28年までの歴史年表
10	ハンセン病の歴史	不明	明治19年から昭和49年までの歴史年表
11	大阪におけるハンセン病外来の現状と問題点	平成2.7.6	第62回瀬戸内集談会の報告書(牧野正直、大阪皮膚病研究会会員、大阪府職員)
12	和泉Dr. 講義	不明	和泉真蔵氏の講義ノート(メモ記載あり)
13	小川雅子先生歿後50周年にあたって	平成5.5.1	日本医事新報 3601、小松良夫氏報告
14	らいの治療とその成果	昭和 56.5.1	総合臨牀第30巻第5号、伊藤利根太郎論文
15	ハンセン病予防事業	平成7?	平成4年度事業報告書
16	履歴書	昭和44	府担当職員の履歴書
17	手紙	不明	某氏宛の手紙
18	在宅(外来診療)ハンセン病患者の状況調査	不明	厚生省保険医局結核・感染症対策室ハンセン病係からの調査に対する大阪府の回答
19	人権擁護誌の原稿	不明	ハンセン病の現状や感染原因を内容とするもの
20	「ハンセン病を正しく理解する日」を迎えるにあたって	平成5.6	日本キリスト教救らい協会の救援活動を内容とするもの
21	らい予防担当者	不明	大阪府らい予防事務担当者及び指定医を記載したもの
22	ハンセン病を正しく理解する週間	不明	大阪府からのお知らせの内容

番号	資料名	年代	内容、その他
23	年度別患者入所勸奨者数	平成 1	大阪府年度別入所勸奨者数、年度別搬送者数、療養所入所患者の年に別推移、年度別患者慰問回数、年度別里帰り患者数、大阪府出身ハンセン病患者入所者里帰り実施要領、大阪府出身ハンセン病患者入所施設一覧、在宅患者家庭訪問回数、生活援護家庭訪問回数、財団法人藤楓協会一覧表、同協会大阪府支部役員名簿、同協会大阪府支部職員名簿 以上年度別とは昭和 3 9 年から昭和 6 3 年までの期間
24	元第 3 区府県立療養所光明園関係資料		
25	貞明皇后記念救癩事業募金実施計画書	昭和 26 年	貞明皇后記念救癩事業の募集要項、募金委員会大阪府支部の規約等。支部長は大阪府知事、事務局長には副知事、事務局次長には衛生部長と商工会議所専務理事が就任している。
26	「らい予防週間」実施について	昭和 27 年	大阪府衛生部長から各保健所長に趣旨の徹底について指導。救癩思想の喚起と聞き込み、当初による未登録患者の発見に努めることなどがうたわれている。
27	関西学生救ライ奉仕団・毎日新聞大阪社会事業団	昭和 27 年	第三回救ライ募金公演の収支報告及び「世界学生救ライ奉仕連盟(仮称)」設立に向けたお知らせ。
28	癩予防法施行細則		一枚物、改正内容が記載
29	おねがい(浪花会発足について)	昭和 24 年	府予防課担当職員から予防課員一同に宛てた浪花会発足の寄付の要請。
30	昭和 2 6 年度らい予防補助金決算報告について	昭和 27 年	大阪府知事から厚生大臣に宛てた補助金決算報告
31	犯罪及び浮浪癩患者覚書	昭和 24 年	犯罪者、在日朝鮮人、浮浪癩患者についての覚書
32	朝鮮人癩患者についての調査依頼の件	昭和 26 年	衛生部長等から大淀警察署長宛てにされた調査依頼。療養所入所勸奨に応じないので、密入国者である可能性もあるため調査されたいとの依頼。
33	密入国らい患者送致費について	昭和 25 年	厚生省公衆衛生局予防課長から都道府県衛生部長に宛てた文書。強制退去までの患者の一般的管理についての指示。
34	救癩募金についてお願い(文書課殿)	昭和 27 年	光明神社の復興について、府職員への募金の要請
35	救らい募金についてお願い(各部長殿)	昭和 27 年	光明神社の復興について、府職員への募金の要請
36	現在募金額	昭和 27 年	光明神社建設費、浪花会基本金の募金状況
37	庁内救らい募金簿	昭和 28 年	大阪府庁内における募金簿(募金明細と総務部内で金 1390 円集まったことが記載)
38	保健所別在宅らい患者及び新発見療養所送致数	昭和 24 年	患者搬送、単独入院指導、浮浪患者、不良犯罪患者、家庭訪問数、家族の生活相談数等の調査概要
39	救らいの日用広報資料の送付について	昭和 27 年	厚生省公衆衛生局結核予防課長から各都道府県衛生部長宛てに出された広報資料の配布について。各保健所に配布した上、らい思想の普及及び患者の入所勸奨への配慮を求める。
40	関西救ライ奉仕団規約	昭和 27 年	規約
41	救癩事業に御参加下さい(大阪救癩協会のリーフレット)	昭和 27 年	本部を朝日新聞大阪厚生事業団内に置く。

番号	資料名	年代	内容、その他
42	昭和24年度癩予防費編成書	昭和24年	金101万6250円の予算とその内訳
43	昭和15年5月より24年5月末までの調査概数	昭和24年	昭和15年5月から昭和24年5月までの患者搬送、入院指導、浮浪患者、不良犯罪患者、患者訪問回数などの調査概要
44	昭和36年から55年までの患者名簿	昭和55年	一時外出にて発見した患者または軽快退所者名簿(氏名・住所・生年月日・届出年月日・担当医師・病名・届出病院が記載)
45	大阪府知事殿(光田健輔からの患者収容依頼文書)	昭和22年	昭和22年当時の長島における収容者の減少を嘆き、大阪府からの患者収容を呼びかける内容
46	大阪府衛生部長殿(神宮良一からの患者収容依頼文書)	昭和22年	光明園での収容余力が230名余りあるので、患者送致への協力を求める。
47	逃走患者調	昭和18年	逃走患者、一時帰省未帰園者の住所氏名
48	癩患者診断届出書二関スル件・御届(いわゆる発生届)	昭和17年	天満警察署長から大阪府警察部長宛て報告書
49	昭和30年6月5日から7日に実施せる検診実績(在宅患者検診票・届出患者個人票・らい患者指導票)	昭和30年	患者家族、在宅患者の検診状況
50	国民学校教員出向二関スル件照会(当時のメモ用紙)	昭和17年	国民学校教員出向に関する件、前線将兵並びに傷病兵に対する慰問に関する件など、当時の世相について。
51	昭和25年度らい予防事業計画送付について	昭和25年6月15日	昭和25年度府策定のらい予防事業計画
52	昭和25年度らい予防事業について	昭和25年4月22日	らい患者対策強化事業につき、各都道府県における徹底及び報告を依頼した、厚生省が各都道府県知事宛て文書
53	らい患者名簿の整備及び報告様式の訂正について	昭和25年6月2日	同年4月22日付け厚生省作成文書添付の報告様式の訂正
54	らい予防講習会に係官派遣について	昭和25年7月1日	らい予防講習会への係官派遣依頼
55	らい療養の道しるべ「きぼう」について	昭和25年7月1日	らい予防協会発行の「きぼう」に関する照会
56	らい予防宣伝ポスター調製について伺	昭和25年7月12日	らい予防宣伝ポスター作成の伺い
57	らい予防日の実施について	昭和25年6月19日	らい予防日の実施の徹底
58	らい一斉検診とらい予防思想普及宣伝について	昭和25年7月27日	らい予防宣伝ポスター貼出し依頼(大阪鉄道局長あて)
59	らい予防に対する協議会について	昭和25年9月19日	一斉検診とらい予防に関する協議会の案内
60	らい患者診定と取扱に対する講習会について	昭和25年9月21日	講習会開催にあたり国警から寄せられた伝達内容

番号	資料名	年代	内容、その他
61	らい予防講習会について	昭和25年9月16日	らい予防講習会への参加案内
62	らい予防宣伝ポスター送付について	昭和25年8月10日	兵庫県のらい予防ポスター
63	昭和25年度らい予防事業について(案)	昭和24年ころ	昭和25年度らい病床増床計画に即応する各都道府県における事業の徹底の要請
64	浮浪らい患者救護主会特別配給について	昭和25年4月	実施状況
65	癩予防パンフレット送付について	昭和25年4月13日	らい予防パンフレット送付の伺い
66	移動証明と外食券送付について	昭和25年4月27日	大阪府出身患者の送致に際しての移動証明及び外食券の発行の報告
67	鮮人癩患者送還について	昭和25年4月26日	大阪府下の朝鮮人患者の本国送還の依頼
68	癩患者収容について(回答)	昭和25年5月8日	駿河療養所発、大阪府衛生部予防課長宛て、朝鮮人患者収容拒否及び日本人患者送致願い
69	患者一時帰省について	昭和25年5月16日ほか	邑久光明園発、大阪府知事宛て、大阪府出身入所患者の帰省の許可の可否の伺い
70	癩療養所に雑誌寄贈の件について	昭和25年6月6日	ハンセン病療養所に対する雑誌寄贈の伺い
71	「ヘルス」癩療養所へ送付について	昭和25年8月5日	ハンセン病療養所に対する府発行「ヘルス」の送付の伺い
72	癩療養所患者に対し「ヘルス大阪」寄贈について	昭和25年7月10日	ハンセン病療養所に対する「ヘルス大阪」寄贈の伺い
73	らい学会出席について伺	昭和26年3月20日	らい学会出席に際しての、多磨全生園在園の府下出身者慰問予定の報告
74	癩予防法施行細則等について	昭和26年3月31日	癩予防法施行細則の解釈に関する疑義及び回答
75	自宅療養患者調について	昭和26年2月14日	自宅療養患者調査に関する府の回答
76	患者収容補助金に関する件お願い	昭和25年	瀬戸内3園長から大阪府知事への要請(補助金配分)
77	救らい事業寄附金募集についての草案		柴島健康相談所への占領軍神父視察・軍政部寄付にも触れた内容
78	書簡	昭和25年11月23日	府担当職員の在宅患者に対する入所勧奨文書下書き
79	弔辞	昭和10年9月21日	室戸台風による外島保養院関係者犠牲者に対する府知事追悼文
80	府有地払下願	昭和26年1月18日	柴島相談所敷地の払下願
81	「らい療養の道しるべ」「きぼう」について	昭和25年7月18日	啓発活動用書籍無料配布の案内(らい予防協会 大阪府衛生部予防課宛)
82	癩療養所に新聞寄贈についてお願い	昭和25年8月10日	ハンセン病療養所に対する郷土新聞寄贈のお願い

番号	資料名	年代	内容、その他
83	らい予防講習会と一斉調査に対する検診医派遣について	昭和25年9月5日	府からの派遣依頼に対する長島愛生園からの回答
84	報告書（外国人退去強制令書交付関係書類一式）	昭和25年8月4日	府担当者作成の在日朝鮮らい患者を本国に帰した経過報告書
85	犯罪癩患者に対する上申について伺	昭和25年7月1日	犯罪を犯したハンセン病患者やハンセン病患者を自称する犯罪者の実態調査等
86	ダミアン（冊子贈呈）	昭和44年	大阪歯科大学救癩奉仕団発行NO.3
87	昭和40年度らい予防事業実施報告書	昭和40年	財団法人藤楓協会大阪支部が、らい予防法に基づいて国または府が実施する範囲以外に行った救らい事業の内容をまとめたもの。
88	昭和40年度一般会計決算書	昭和40年	財団法人藤楓協会大阪府支部の一般会計の決算書
89	昭和40年度患者里帰り特別会計決算書	昭和40年	財団法人藤楓協会大阪府支部の患者里帰り事業の特別会計決算書
90	大阪衛生百年史の抜粋		大阪府の衛生行政の歴史 外島保養院への収容促進と患者収容の建議 関西MTKの「衛星通信」への投稿文章 大阪府及び国の衛生行政の所管部局の年表
91	長島愛生園	昭和29年	ハンセン病の内容、長島愛生園の沿革、現状等を紹介した資料。編集人＝村田弘、発行人＝光田健輔
92	潜在患者把握数	昭和59年	地区別把握数一覧表
93	在宅らい患者定期検診一覧表	昭和57年	往診数のうち、病型、病勢、入所治療の要否、菌検査の結果等を統計的にまとめたもの。
94	在宅らい患者定期検診一覧表	昭和58年	往診数のうち、病型、病勢、入所治療の要否、菌検査の結果等を統計的にまとめたもの。なお、保険予防課予防係技師による報告書が添付されている。
95	在宅患者検診一覧表	昭和59年	往診数のうち、病型、病勢、入所治療の要否、菌検査の結果等を統計的にまとめたもの。なお、保険予防課予防係技師による報告書が添付されている。
96	地区別潜在患者把握数	昭和59年	大阪市及び大阪府下各ブロックごとの「潜在」患者を把握してまとめた資料。
97	未収容ハンセン病患者（厚生省報告例）	昭和55年～昭和61年	未収容のハンセン病患者の数を統計的にまとめた資料。厚生省の報告例との記載あり。
98	未収容ハンセン病患者（厚生省報告例の記載が抹消されているもの）	昭和53年～昭和60年	未収容のハンセン病患者の数を統計的にまとめた資料。厚生省の報告例との記載が抹消されているが、記載内容は厚生省報告例のものと同じ。ただし、報告月は4月から年度ごとでまとめられている。
99	大阪府送致患者数	昭和1年～昭和57年まで	大阪府から各療養所に送られた人員の数を統計的にまとめた資料。年ごと、及び、療養所ごとの人数が計算されている。
100	昭和28年より58年10月までの収容者数	昭和58年	年代ごとに収容された人数を統計的にまとめた資料。なお、日本国籍と韓国籍に分けられて集計されている。

番号	資料名	年代	内容、その他
101	年度別らい患者療養所入所・入所勸奨・検診及び里帰り人員数（昭和39年度～昭和59年度）	昭和59年？	年度ごとに入所患者数、入所勸奨患者数、検診患者数、里帰り人数を統計的にまとめた資料。
102	らい予防事業実績書	昭和53年度～昭和58年度	診察数、入所勸奨数、患者収容数、予防措置の種類・数、一時救護の種類・数を統計的にまとめた資料。
103	抗ハンセン氏病治療薬DDSの在宅患者への継続投与の有効性について		大阪大学微生物病研究所らい部門教授・伊藤利根太郎がまとめた、DDSの在宅患者に対する有効性についてまとめた論文
104	予防年鑑（昭和27年、28年）	昭和28年？	大阪府がらいの予防等に関して統計的にまとめた資料。項目としては、らい予防事業成績、らい患者数及び療養所収容状況、らい患者護送数、浮浪・犯罪らい患者取扱数、等である。
105	御届（いわゆる患者発生届）	昭和27～35	昭和27年3月25日付と昭和28年2月10日付御届 昭和35年3月8日付癩患者死亡届
106	らい患者名簿削除について	昭和35年10月30日	長期調査によっても発見できない患者について在宅患者名簿からの削除の伺い書面
107	軽快退園（患者退園処分・除籍処分）	昭和28～35	18名分（療養所 府）
108	患者台帳	昭和29～35	住所・氏名・性別・生年月日・病名・届出月日・届出病院・届出医師の一覧表で年度ごとに作成
109	らい患者発生報告について	昭和28年5月18日	らい患者発生報告書（和歌山県 大阪府）
110	らい患者の転出について（通知）	昭和30年9月21日	らい患者転出の通知書（福岡県 大阪府）
111	大阪府主管 癩に関する例規	昭和2年6月	大阪府が定めている癩に関する例規の一覧表
112	大阪府広報	昭和7年2月1日	癩予防法施行細則、癩予防に関する取扱い手続が記載されている
113	所轄外癩患者の届出を受理したる場合の取扱いに関する件	昭和7年2月16日	警察署が所轄外の住居の患者を受理した場合の取扱いについて記載
114	癩予防法による行政処分に関する件	昭和9年1月23日	癩予防法による行政処分を行った場合の報告についての記載様式
115	癩予防法による行政処分に関する件	昭和9年1月23日	前記の起案部分
116	癩予防法による行政処分に関する件	昭和8年3月27日	統計報告の様式
117	癩予防法による行政処分に関する件	昭和8年3月27日	報告の様式
118	拡張命令	不明	大正13年以降3年継続事業として1000人収容する施設建築を企図
119	癩療養所拡張の計	不明	外島拡張断念の顛末

番号	資料名	年代	内容、その他
120	癲患者救護月報に関する件	昭和17年2月9日	癲患者の救護月報の記載について
121	癲予防法に基づく従業禁止に関する件	昭和17年2月24日	従業禁止と癲予防法の抵触について検討したもの
122	癲患者の鉄道輸送に関する件	昭和6年2月28日	癲患者の鉄道輸送における方法をまとめたもの
123	自宅療養癲患者数に関する件	昭和5年10月25日	自宅療養の癲患者数を統計的にまとめたもの
124	癲予防法中改正法律案に対し斉藤内務政務次官が貴族院において為したる説明	昭和6年2月9日	改正の要点や理由について政府の説明内容
125	癲予防法施行規則	昭和6年7月15日	施行規則の内容
126	明治40年法律第11号(癲予防法)改正法律施行に関する件依命通牒	昭和6年7月28日	改正法施行にあたり特に注意すべき事項をまとめたもの
127	外国人たる癲患者取扱方に関する件	大正5年5月29日	外国人が本邦に上陸する際に癲患者であることが判明した場合の取扱いについて定めた規定
128	癲取扱に関する会議事項	明治42年5月20日	らい患者の取扱に関して大阪市内警察署や大阪市役所と協議会を開催した際の内容
129	癲患者取扱及び予防に関する件	明治43年3月17日	癲の伝染を防ぐために患者の取扱や予防について留意すべき事項が記載されている
130	癲患者名簿様式に関する件	大正5年5月8日	癲患者を把握するのに作成する名簿の様式について
131	一時救護中の癲患者取扱方に関する件	大正7年8月15日	一時救護を要する癲患者の取扱について留意すべき事項を記載
132	癲患者汽車輸送賃金に関する件	大正10年8月17日	内務省衛生局長からの通牒の内容。輸送賃は現払いが原則だが、後払いとする場合の取扱いについて記載してある。
133	癲患者の救護に関する件	大正14年8月14日	内務省衛生局長からの通牒の内容。癲患者の入所資格について記載してある
134	癲またはその疑いある患者の診定及び身分調書記載異動の場合通知方の件	明治42年5月27日	癲またはその疑いある患者を診察した場合の通知方法について
135	癲にあらざると決定した場合費用請求進達の件	明治42年7月29日	癲にあらざると決定した場合の費用請求の方法について
136	本籍住所不明調査不能の癲患者は保養院へ直送方稟議に対する指揮の件	明治42年12月15日	
137	明治40年法律第11号及び同施行規則執行手続施行方	明治42年3月30日	法律の施行に伴って取り扱うべき事項をまとめたもの
138	癲患者の一時救護その他の費用取扱に関する件	明治42年3月31日	患者の一時救護等の場合の費用について

番号	資 料 名	年 代	内 容 、 そ の 他
139	外国人たる癲患者の取扱に関する件	明治 41 年 5 月 25 日	外国人が本邦に上陸する際に癲患者であることが判明した場合の取扱いについて定めた規定
140	明治 4 0 年法律第 1 1 号及び同施行手続	明治 42 年 3 月 17 日	
141	癲患者取扱に関する内訓	明治 42 年 3 月 20 日	医師が癲患者の取扱に関して注意すべき事項
142	癲患者届出の際親展をもってする件	明治 42 年 4 月 1 日	癲患者の届出を行う場合には親展ですること
143	癲患者取扱に関する件	明治 42 年 4 月 30 日	吹田署長からの問い合わせに対する回答
144	ハンセン病実態調査報告書作成に当たっての関係資料の調査結果について（回答）	平成 14 年 11 月 13 日	府知事から依頼のあった件についての府警本部の回答

「大阪府ハンセン病実態調査報告書作成委員会」委員名簿

(五十音順)

所 属	氏 名
大阪府健康福祉部地域保健福祉室感染症・難病対策課 副理事兼課長(平成14年8月～平成15年3月)	一 居 誠
ハンセン病回復者とともに歩む関西連絡会 ジャーナリスト	瓜 谷 修 治
福祉運動「みどりの風」 事務局長	大 北 規 句 雄
ハンセン病国賠訴訟瀬戸内原告団 (平成15年8月～)	川 島 保
ハンセン病国賠訴訟瀬戸内弁護士 弁 護 士	川 西 渥 子
大阪府健康福祉部健康福祉総務課 課長補佐 (平成15年4月～)	黒 田 晃 民
大阪府企画調整部人権室 課長補佐 (平成14年8月～平成15年3月)	三 枝 泉
大阪府健康福祉部健康福祉総務課 課長補佐 (平成14年8月～平成15年3月)	坂 上 知 之
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 事務局長	佐 藤 貞 良
医療法人清風会 茨木病院院長	高 橋 幸 彦
大阪府教育委員会教育振興室 首席指導主事 (平成14年8月～平成15年3月)	竹 村 茂
大阪府企画調整部人権室 課長補佐 (平成15年4月～)	龍 野 幸 一
ハンセン病国賠訴訟瀬戸内原告団 (平成14年8月～平成15年7月)	千 葉 龍 夫
大阪府教育委員会教育振興室 首席指導主事 (平成15年4月～)	野々村 誠 也
大阪府健康福祉部地域保健福祉室感染症・難病対策課 副理事兼課長(平成15年4月～)	土生川 洋
株式会社 解放出版社	原 田 恵 子
大阪市保健所 感染症対策課長	半野田 孝 郎
社会福祉法人 大阪府総合福祉協会 大阪府福祉人権推進センター 理事兼次長	東 野 正 尚

は、委員長

千葉龍夫委員におかれましては、2004(平成16)年1月11日お亡くなりになりました。
謹んで哀悼の意を表するとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。